

議 事 日 程 ( 第 3 号 )

令和2年12月11日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会	高 橋 善 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 課 長			
選 挙 管 理 委 員 会	石 垣 ヒ 口 子 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君
委 員 長			

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（菅原和幸君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。  
（午前10時）

委員長（菅原和幸君） 12月9日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としても全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マイクは自由に外してください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件であります。

お諮りいたします。ただいまの6議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、補正予算の審査に入ります。

1 番、本間知広委員。

- 1 番（本間知広君） おはようございます。何か来週からはいよいよ雪が降ってきそうな天気予報になっておりまして、個人的には非常に嫌だなというふうに感じている今日この頃でありますけれども、補正ということで質疑をさせていただきます。

私のほうからは一般会計のほうの議案書のほうの14ページ、款13諸支出金の目1の防犯費の節14工事請負費です。394万2,000円、これ概要書では遊佐の元町の街灯と吹浦の街灯というふうに修理、修繕するような内容が載っておりますけれども、まずはそちらの概要のほうをご説明お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事請負費、防犯灯等改修工事費394万2,000円であります。内訳といたしましては、遊佐元町街路灯の修繕、これが70か所で315万円、吹浦元町街路灯修繕、これが88か所で79万2,000円、合わせて394万2,000円の補正でございます。

委員長（菅原和幸君） 1 番、本間知広委員。

- 1 番（本間知広君） 私ごとで大変恐縮でございますが、私の家の前も実は10月いっぱい街灯が切れている状態でありました。私の家の前の街灯と、そこから南のほうへ行って、要するに私の街灯から南側が通り沿いで3本切れておりました。当時というか、そのときはやっぱり暗いものですから、単純に何とかできないのかということで住民からも言われまして、要は私の家の、自分の周りの家の街灯だけではなくて、あの街灯、ずっと元町を通り沿いにかなり設置はされているのですけれども、かなりの本数がそのとき既に切れておりました。10月に一度私も役場のほうに行きましたところ、危機管理系のほうではそのときも切れている街灯については把握をしてございました。何とかしたいのだというような話でございましたが、応急的なところでそのときは3本あったうちの1本を取りあえず直してというような形で、暗い状態は解消はされたのでありますが、最終的に全部の街灯がつくまでに1か月ちょっと時間のほうがかかってしまっているのです。まずは、なぜそういう対応になるのかということをご説明していただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

遊佐元町の街路灯につきましては、全部で188基あるわけでございますけれども、このうち約80基ほどが故障をしたと。今回7月以降の長雨の影響もありまして、それだけの数が故障したということであります。既決の予算でできる範囲では修繕、修理はしたわけでありまして、なかなか全部を対応し切れなかったというのは現実でございます。作業内容につきましては、電気の球を交換すればいいというわけではございませんで、基盤の交換、まして作業的には高所作業車での作業になりますので、なかなか連絡をいただいて、すぐはいと、次の日というわけにはいかないというのが現実でございます。

なお、既決の予算で修理をさせていただいた部分につきましては、通りが真っ暗にならないように、全

部の箇所を修繕できないわけでありますので、通りがある程度光が保てるような部分を選定して修繕をさせていただいたという内容でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 何かと、やはりちょうど日暮れが早くなってきていた時期もありましたし、ついていないとやはりついていないのに目立つとか、変な話なのですけれども、どんどん暗くなっていくということで、これは要するに既決の予算で暗いところについては、そういう暗くないような対応をしたという認識でよろしいでしょうか。ちょっと確認させてください。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 委員ご指摘のとおり、防犯上、真っ暗ということだけは避けたいということで、その通りの電気の届く範囲、可能な限りで一応決めまして、修理をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。では、一番最初というか、うちの周りでいえば3本のうちの1本については既決の予算で対応したというふうに認識をいたしました。

今この補正の概要を説明いただきましたが、これ切れているとか、ついていない街灯についての予算組みということで私は認識しておりますけれども、これが全部終了する予定みたいなのはあるのでしょうか。要するにここいつつくのだということで聞かれるものですから、大体いつ頃つくよということでお話しできればなと思っておりましたので、何十基もありますので、一概にここはいつという話にもならないのでしょうかけれども、最終的にどういうスケジュールなのかというのがもしあれば教えていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

修理業者のほうとはもう既に調整済みでありまして、もし補正予算議決いただきましたら、早速修理に取りかかるという段取りで調整を進めております。最終の期日については、そこは業者と確認をしておりますので、後ほど確認をして委員のほうにはお知らせをしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） では、取りあえず、取りあえずという言い方は間違っているのか、全部街灯がつくようになりましてということ仮定をして、今後例えばそんなに、一回直すので、そんなに大がかりにばたばたばたっと切れるということは恐らくないのかなというところでの想定ではありますが、仮に切れたとき、もちろん先ほどの説明で既決の予算があればと、どこかに予算があればということであればすぐ動いていただけるのかなということでちょっと理解はしているのですけれども、仮に動けない状態だと、町のほうで。要は何が言いたいかという切れっ放し、また切れたときに切れっ放しにならないようにするには何かいい方法はないのかなという、例えば集落のほうで修理を依頼ができたとしたら請求書をいただいて、その請求書を町のほうに持っていかとか、何か対応がないのかなということで考えているのですけれども、そこら辺ちょっと何か所見あればお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

現在の電球が切れたときの対応の流れといたしましては、基本的に区長さんから危機管理のほうに連絡をいただいて、危機管理のほうで作業を業者に依頼するという作業の流れになってございます。それ区長さんが直接業者という手段もないわけではありませんけれども、1か所当たりの単価が今回補正をさせていただいたものも4万5,000円ということで高額でありますので、そこは直接ではなくて危機管理に一度連絡をいただいて対応するのがいいのではないかとというふうに考えております。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、はしごを使って電球をすぐ取り替えられるという作業でないものですから、なかなか高所作業車を手配して、手順を踏んで作業に当たるという格好になりますので、そこは若干日にちをいただくことになるということで日数が空いてしまうことでありますので、そこは若干の日数はご容赦いただきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。今後はということで、あくまでも今のは今後はということで、とにかく今回につきましては、切れている期間があまりにもちょっと長過ぎたものですから、本当に住民のほうからもどうなっているのかということで結構話が出たということでありましたので、今後そういうことがないようにということしか言えないわけなのですけれども、ぜひ早め早めの対処ができるようによろしくお願いしたいと思います。

続いては、特別会計のほうの介護保険です。介護保険特別会計の歳入、ページ数でいうと5ページになっておりますが、歳入のところ、款7繰入金ということで載っております。目4その他一般会計繰入金ということで217万5,000円、事務費繰入金ということで一般会計のほうから繰り入れているようでございますが、まずは繰入れしなければならなくなった要するに流れといいますか、概要をちょっと説明していただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この事務費繰入金217万5,000円であります。こちらにつきましては、一般会計のほうから特別会計、介護保険特別会計のほうのいわゆる事務費に充てるために繰り入れたという金額でございますが、その充当先といいますか、使い道でございますが、同じく6ページの総務費、総務管理費の一般管理費、12、委託料ということでシステム保守改修委託料427万2,000円、こちらのほうに充当しているということであります。財源内訳を見ていただきますと、国県支出金が209万7,000円で、それからその他217万5,000円ということで、その他という部分が先ほど委員がおっしゃいました一般会計の繰入金217万5,000円、事務費繰入金という内訳になっております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 一般管理費、システム保守改修委託料ということ、そういう答弁でありましたが、これ何が言いたいのかといいますと、要するに繰入れをしてまでもやらなければならなかったのかという話なのでしょうけれども、具体的にこの427万2,000円のシステム改修の委託費というところでの説明をお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今回のシステム保守改修委託料であります。こちらのほうが427万2,000円でありますけれども、その内訳につきましては、介護保険システムの制度改革に対応するために特定個人情報、いわゆるマイナンバーでございますけれども、これのデータ標準レイアウトの改修という名目で68万2,000円、それから介護報酬改定、これは度々介護報酬については改定があるわけでございますが、それに今回あった改定に伴うシステム改修で市町村が実施をしなければならない分ということで429万円、合わせて497万2,000円になるわけですが、これからこれに当初予算が70万円計上されておりましたので、その差額ということで427万2,000円を今回補正したという内訳になってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。これシステム改修という文言はよく出てくる文言でありまして、要するにただいまの説明では制度改革ということでありました。要するに自分の感覚からいえば、これは予期をしていなかった制度改革だということところで、ここで制度改善があるのかと、直さなければいけないのかと、予定にないぞという感じがするわけであります。要するに単純に間に合わないの、一般会計からという話になるのだと私は理解をしているのですが、先般も一般会計からの繰り出しというものはなるべくやっぱりなくしていったほうがいいのではないかとということをちょっと質問したわけですが、こういうことがやっぱり今後なるべくないようにいたしますか、やりくりできる部分というのではないのでしょうかということをちょっと聞きたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

まず、今回の補正につきましては一般会計からの繰り出しということで、歳出のほうが介護保険特別会計の総務費、総務管理費、一般管理費の委託料ということで、その財源は一般会計からの繰入金のうち事務費繰入金という名目で賄うことになっておるという前提がございます。したがって、補正額427万2,000円のうちの国の補助金が209万7,000円ありますので、残りの217万5,000円が事務費繰入金という内訳になっているということでございます。それで、一般会計のほうからの繰入れにつきましては、委員おっしゃるようなべつ幕なしに繰入れをしていただくということでは決してございませんで、介護保険特別会計については様々な収入がございますけれども、その負担割合というのはほぼほぼ決まっております。例えば給付費であれば国からの補助金、交付金、それから一般会計からの繰り出しということで町の負担が12.5%といったようなことで決まっております、ぎりぎりの中で会計を構成しているということになります。一般会計のいわゆる一般財源のような余裕のある財源というのがほぼないという形になってございます。したがって、こういったシステム改修を含む事務費というものについては、一般会計のほうから一定程度繰出金という形で負担をしていただくという形になってございますので、そこは急にこういったシステム改修が来た場合ですと一般会計のほうに協議をさせていただいて、繰り出しをしていただくという流れになってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。とはいえ、先ほど課長のほうからも答弁ありましたとおり、のべつ幕なしということにならないように、ぜひともしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っています。

おります。

1つだけ確認なのですけれども一般管理費が町からの一般会計からの繰入金で賄うという答弁だったように思いましたけれども、これは一般会計からの繰出金でなければ駄目という項目なのではないでしょうか。ちょっとそこだけ確認させていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 介護保険が始まって今7期が終わろうとしていますが、7年ということは21年前からほぼ始まっているという形なのですけれども、当初予算の作成のときにもそうですけれども、大体給付費、介護の給付費については8分の1をまず町が一般会計から負担しなければならない。あとは徴収する保険料、あと国からの基金とか交付金から、ほかに県からで何とか予算を組んでいるのですが、今回のようにシステム改修、本当はシステム改修は国が行ったわけですから、全額国が本当は予定していたので、当初は国が全部よこす予定だったのです。ところが、国がもう絞ってしまってどうしようもないということで今回は一般会計から支出をせざるを得なかったということのシステムです。当初、始まったときは決算で6億円、予算は8億円、決算6億円でした。実際今始まって21年たったら、その3倍どころではなくて、決算でもう20億円多分いくのだと思います。6億円で始まったものですから、給付費のみで既に当初は8分の1ですから、当初は町の持ち出しはかなり少なかったのですけれども、それがもう3億円も繰り出さないとその会計自体がもたないということが想定されるということで、今後やっぱり戦後のベビーブームが75歳に達した以降、いわゆる8期のスタートして3年目から大変なやっぱり介護保険の増高等が予想されるということで、今第8期の介護保険計画のたしか委員会も開催して、次期の計画もつくっておりますが、相変わらず国は地方に優しく、介護、医療等に負担していただければありがたいのですけれども、なかなかその先が見えないという形で苦労しているという状況であります。健康福祉課でも事務費まで、こんなシステム改修の事務費まで町に押しつけてきたのだなということでびっくりしているところであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。とにかく要するに当初から町で負担を、一般会計で負担をしなければならないという想定で行っているということでありますので、やっぱりこれは誰でも少ないほうがいいと思うわけでありますけれども、私も注意深くこれから見ていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からの質疑はこれで終わります。

委員長（菅原和幸君） これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） おはようございます。いつもマスクをつけて話をしているので、少し声のトーンが大ききときは音量調整をお願いしたいなと思っております。マスクを外して質疑させていただきます。

初めに、地域生活課のほうにちょっとお聞きをしたいと思っております。一般会計補正予算の歳入の7ページ、こちらの目6になります。土木費県補助金、住宅費補助金、県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金、この中には新・生活様式リフォーム支援分とあります。この150万円と、この後の13ページの歳出の負担金補助金及び交付金の新・生活様式リフォーム支援金、その中の補助金の300万円につ

いては関連事業だと私は思われるのでありますが、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金、新・生活様式リフォーム支援分ということでございますけれども、この事業につきまして、先般山形県におかれまして全市町村、そして事業者の皆様へ説明会実施されたところでございます。事業の概要についてでございますけれども、新生活様式に対応したリフォーム工事ということで、コロナ対策の工事が対象となってきます。対象となる工事でございますけれども、例えばでございますけれども、居住者と来訪者が接触せずに対応できるモニターつきインターホンの工事、そして宅配ボックスの設置工事、そして玄関ドアをタッチレスドアに改修する工事、またタッチレス水栓器具を設置する工事、また換気のための換気扇の設置工事、そして感染が疑われる家族を隔離するためのトイレの増設工事、そしてテレワークを行うための防音工事などが対象となってくるようでございます。補助金につきましては、対象工事の2分の1で上限が20万円となっております。この20万円を県と町が2分の1ずつ、10万円ずつ負担することになってございます。この補正の額でございますけれども、歳入につきましては県補助金分10万円の15件でということ150万円計上してございます。また、歳出のほうにつきましては15件分の限度20万円でございますので、15件分の20万円ということで300万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明をいただきました。新しいコロナ対策に関しての補助金ということで、リフォーム工事ということでありました。私も一般住宅建築のほうを少し携わらせていただきまして、建築に関しての内容等でやはり県からも補助金が出て、町内業者さん、また一般の方々にも少しコロナに対する補助金が出るということは大変うれしいことではあります。また、町内のリフォームも、このコロナ禍におきましてやはりリフォームが進んでいまして、町のほうでも補助金の追加というのも多々あるようですので、そういった中で少しこの内容についてお聞きしたいのでありますけれども、対応できるモニターインターホンとかは、普通の玄関に行けばピンポンと鳴る感じでありまして、そんな中で少しDIY、少し自分で作業ができる方もいるわけでありまして。そんな中で、例えば業者さんには説明はしているというふうな形であるのですけれども、申請の仕方といいたし、例えばタッチレスドアにするにしても、自分でねじを締めれば取り付けられるわけでありまして。中には作業できない方もいらっしゃると思うのですけれども、その申請の仕方をちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

申請の方法ということでございますけれども、申請につきましてはこれまでのリフォーム支援金等の申請と同様に、申請者本人でも、また施工業者、施工業者の代理による申請でも可能でございます。これまでですけれども、申請に当たっては見積書や図面等の添付もありますので、施工業者による代理の申請がこれまで多いようございます。



以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました。申請に関しては、本人もしくは施工業者さんでもいいと。今までの町のリフォームのやり方と大体様式は同じかなと私は思いました。ただ、その中で自分で取り付けられる分もやはり業者さんをお願いして、できれば業者さんの活用も図りながら補助金をもらって下さいという内容だと私は理解したところでございます。通常どおりやはり業者さんから見積りをいただいて、業者さんから施工いただいて、多分領収書の添付なども必要なと思うのですけれども、そういった形で、もしくはその書類に本人、もしくは業者さんからの申請という形の手順でいいわけでありませぬ。分かりました。

そして、その中で1つ気になったのがありまして、タッチレス水栓器、または換気扇などはやはり今既存の住宅の中でも工事はできるわけではあります。ただ、その中で感染が疑われる家族を隔離するためのトイレの増設工事とあります。ちょっとこれ私的に引っかかるのですけれども、感染が疑われる家族と、その家の中で感染者が出た場合というふうには私は取ってしまうのですけれども、その中で出た場合に焦って例えばトイレ工事をしなければならぬ、もしくは感染することを見込んでトイレ工事をしてくださいよということも含めてなのか、またこのトイレ工事をするに当たっては、感染者が出るような場合ですと、そこに業者さんが行って工事をするということがなかなかできないのではないかと、ちょっとそんなところもふいに思ったものですから、例えば隣接する建物の外に、プレハブの今仮設のトイレってあるのですけれども、例えばそういったトイレを設置する場合もこの補助金というのが効くのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先ほど建築事例様々申し上げましたけれども、申し上げた以外にも様々な事例が、申請内容が上がってこようかと思えます。我々想定外の建築工事、出てくると思いますが、その都度まず県からもご連絡いただきますけれども、その都度まず事例にないような工事があったときは、県のほうにご相談をしてくださいというようなことで県のほうからご連絡いただきましたので、この事例にないような工事につきましては、その都度確認させていただきまして、県に連絡させて、その確認を本人の皆様、町民の皆様にご該当になるか該当にならないか、お示しをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明をいただいたので、少し分かりやすいご説明かなと思えました。一応こういった内容のリフォーム工事を考えている方、もしくは工事をしなければならぬような状態になったときは、一応相談していただくという形の処置を取っていただくという形でよろしいわけですね。ありがとうございます。

この新・生活様式リフォーム補助金、この文書を見るだけでは、この様式を見るだけではちょっと自宅を事務所に行っている方、もしくは店舗を持っている方とか町内にもいるわけなのですけれども、店舗や事務所への活用もできるのかどうか、その辺のところもちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

県要綱によりまして町要綱も作成いたしましたけれども、内容につきましてはあくまでも居住しています専用住宅の工事部分が対象となってくるということがございますので、店舗や事務所に付随する工事は今回は対象外ということになってきます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） こういった補助金制度があれば、必ずそういったお話も出てくるかと思っておりますので、ご丁寧にやはりご説明をいただいて、納得していただくような形で店舗、事務所などの方には対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

上限が20万円で県と町が2分の1ということでありましたので、なかなかいい補助金だと思いますので、ぜひやはり今のコロナ禍の中でこういった補助金があるということも、周知の仕方もいろいろ考えながら活用をお願いしたいなと思っております。

続きまして、同じだと思っておりますけれども、7ページの歳入の土木費県補助金、住宅費補助金、県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金、これも新築住宅分支援分ということになっております。150万円という形、これは12ページの歳出、負担金補助及び交付金の定住促進住宅建設整備支援事業補助金300万円について関連と思われまますので、その内容もご説明お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

こちらの事業の概要でございますけれども、県産木材の利用促進と住宅投資意欲の喚起、そして経済の活性化を図るため、県産木材を使用した住宅の新築が対象になってきます。県産木材の使用でございます。対象となる工事でございますけれども、県産木材を使った住宅ということで住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算定した数量の100%以上かつ15立方メートル以上の県産木材を使用する住宅が対象になってきます。補助金につきましては、1戸当たり100万円の補助となってきます。補助金の負担は県と町で2分の1ずつ、50万円ずつでございます。町では、既に新築住宅に対しての支援金制度として120万円の補助事業を実施しておりますので、条件を満たす場合はさらに県補助分の50万円を上乗せして170万円の補助という形になっております。補正の額についてでございますけれども、歳入の分につきましては県補助分、3件分の50万円ということで150万円計上してございます。また、歳出のほうにつきましては、3件分の100万円ということで300万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただいて、内容等をちょっと確認をさせていただいたところであります。ここがちょっとネックなところで、新築工事という形でありますけれども、実は今大きく言えば在来工法と、建築に関してはプレハブ工法と、今は大体プレハブも主流になって、積水さん、それからミサワさん、ああいった形はもうプレハブ工法になっております。在来工法というのは、例えば基礎から土台から木材をいっぱい使って、はりとかも木材を使う工法をいうのですけれども、一概に新築だからこの補正

が出るという感覚ではちょっとないのかなと。やはりあくまでもこの延べ床面積1平方メートルに対しての0.1立方メートルでありますので、あくまでもこれは在来工法に適用するような形ではないかなとちょっと私的に数量を調べてみました。そうすると、在来工法であれば延べ床面積45坪で土台から、それから根太工事、それからはり工事、筋交い、柱、それから小割といいますか、壁の下地材、屋根のメラ板を含めて大体延べ床45坪で約29立方メートルは使います。となると、総二階建ての、まず大体20坪くらいの土地の床面積の総二階であれば45坪くらいになるので、通常大体35坪くらいで建てるので、そういったうちは多分該当になってくるのかなと思うのですけれども、やはり新しいプレハブ住宅に関しては、大体骨組みが鉄骨になっていて、また木材を使って下地材、なかなかボードの下地も軽量鉄骨でビス止めするような、デパートなんかで軽量鉄骨でよくボードを打ちますけれども、ああいう感じになっているので、そういったところで少し戸惑う方々が出てくるのかなと思っております。とても私はいいい、これからの建築の方々に対してはいい補助金ではないかなと、また住宅を持つ方々にとってもいい補助金ではあるのですけれども、その辺のところをやはり町のほうでもしっかり調べていただいて、該当する建物、該当しない建物、多分出てくると思いますので、そういったところもぜひ見ながら進めていただければなと思っておりました。

また、これあくまでも県産材ということで、山形県産の木材を使ってくださいということでありまして、内陸のほうに行きますとやはり製材所も多くて、県産材を出している業者さんというのはなかなかたくさんいるのですけれども、やはり庄内に戻りますと、なかなかそういった県産材を扱う業者さんが私の知っている限りでは大体1業者、製材屋さんでいけば1業者くらいです。あと、それを仕入れて扱う大工さんもやはり様々でありまして、工務店さんにとっては安くていいものをお客様に提供していただければその単価も下がるわけなのですけれども、県産材を使うということに特定になると、なかなかその単価のほうも上がってくるのかなと思いますので、そういったところも踏まえて課長のほうでどういった対応をしていただくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先ほど対象となる工事のところ県産木材の使用量をご説明しましたけれども、算出根拠がなかなか紛らわしいといいますか、何坪くらいのうちを建てれば該当になるのかというようなこと想像つかないような算出でございますので、今委員のほうからおっしゃったように、ご意見あったように、何坪くらいのうちを建てればこのような該当になるのだというようなことも事例、例を示させていただきまして、見当つくような形で、どのくらいの規模であれば該当になるのだなということで見当つくような形でその辺もパンフレット等に事例を含めまして町民の皆さんにご紹介していければいいのかなと思ってございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今丁寧なご説明をいただきました。やはり家を建てるというのは夢を持ってこれから何十年も例えばローンを組んで生活していくわけでありまして、こういった支援というのは本当に建てる人から見ればとても助かる支援でありますので、ぜひ多くの方が使っていただけるような、そんな内容でしていただければいいかなと思っております。この支援というのは、やっぱり今年度のみの支援と

いう形の、今はそういう支援なのかちょっとお聞きしたいと思えますけれども。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

この事業につきましては、今年度の事業ということでございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今年度ということでありますので、まだまだ日にちもありますので、ぜひ皆さんに周知できるような形でよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、同じ関連でありますけれども、12ページに移らせていただきます。歳出です。負担金補助及び交付金、持家住宅リフォーム支援事業補助金1,000万円とありますが、これも先ほど言いましたが、町内はもうリフォーム、また新築工事等がこのコロナ禍の中でも進んでおりまして、多くの方々からこういったリフォーム支援金の活用をいただいているのかなと思えます。多分予算の不足により補正を出すものと思えますので、現時点での受付状況をちょっとお聞きしたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

この予算につきましては、当初予算につきましては3,000万円をいただいておりますが、9月補正ということで1,000万円補正をいただきまして、現在4,000万円の予算をいただいております。受付の状況でございますけれども、11月末現在で受付件数が153件、支援金の交付が3,990万円、これに伴います工事量につきましては約3億2,500万円の工事が動いております。予算の残につきましては現在10万円ということで、予算を上回る申請件数をいただいております。なお、現在受付ができない状況がありますので、ホームページのほうで受付中断させていただいておりますということでご案内をさせていただいております。今後年度末までの見込み、昨年度からの実績想定しますと約40件、そして約1,000万円が見込まれますので、コロナ禍の中での需要に対応するため、今回1,000万円の補正をお願いするものでございます。

あわせて、11月末現在の定住、新築のほうでありますけれども、こちらについても情報提供させていただきたいと思えます。昨年度の比較でございます。昨年度は11月末現在で16件、支援金が1,820万円、これに伴います工事量約4億3,100万円でございます。今年度につきましては受付件数が22件、多くなっております。支援金が2,940万円、工事量が多くてこちら約6億3,300万円ということで、昨年度の約1.5倍近い工事量が動いている状況でございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からもご説明をいただきました。残りの予算がなくて今受付を停止しているというところの状況であるという話を伺いましたが、昨年度から見まして現時点でやはり6件の新築が増量になっているというところであります。私も今年1年間いろいろ町なかを歩かせていただきますと、やはり新築工事が特に目につくような形で行われておりまして、やはりその分町内の建築業者の方々に還元があって、とてもよかったなと私は思っております。ほかの県などに行きますとなかなか仕事がなくて、

うちにコロナがうつると悪いから来ないでくださいとか、そういうふうに言われる工事もあるということですが、その中でやはり町内の皆さんがご理解いただいて、こういった補助金を活用していただいて、やはりみんなで頑張って経済を発展させていこうという心構えが見えてきてとても大変うれしく思っております。そんな中で、今この補助金制度がありますけれども、少し2つ前の質問に戻らせていただきますけれども、この最初のコロナに対する新・生活様式リフォーム支援というのが補助金が新しくできました。その補助金と今回の持家住宅リフォーム支援事業、これは一緒に使うことができるのか、もしくはリフォーム支援事業の利用をした場合はこちらの新生活のほうは使えないとか、そういったところのかみ合いが私的にちょっとあったものですから、その辺のところもやはり利用する方々にはっきりと明記をしたほうがいいのかなと思ったところでもありますので、確認をさせていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

コロナの対象工事箇所とリフォーム工事箇所別々と、違ってきますので、コロナ工事とリフォーム工事の併用は可能でございます。したがって、補助金の限度額となればコロナ対象工事20万円、そしてこれまでのリフォーム対象工事支援金100万円ということで合計120万円が交付されることになります。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） これはとてもありがたいことなので、ぜひたくさんの方からご活用いただければ本当にいいのかなと思っております。ただ、私もこの申請手を何度もしたことがあるのですが、このコロナ工事とリフォーム工事の併用は可能ではありますが、例えばこれも先ほどのお話に戻りますが、申請の仕方になってくるわけでありまして、1つのリフォーム工事の中に例えばドアのタッチレスなんかも入るわけなので、そういったときの申請の仕方、もしくは業者さんがお客さんに出すときの見積りの仕方、そういったところも今度複雑になってくるかなとちょっと私的には思ったものですから、その辺のところをやはりちょっと確認をしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

工事の併用は可能ですということで先ほどご答弁させていただきました。コロナ工事箇所とリフォーム工事箇所、別々という形になってきますので、申請につきましてはそれぞれお手数でございますけれども、コロナ対象工事の分の申請とこれまでのリフォーム支援金の申請ということで別々、お手数ですが、申請をしていただくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 別々ということは、その要所要所で見積りも分けて出すという形ですね。例えば後ほどの申請の際には必ず領収書が必要になりますので、そこは分けて支払いの領収書も切らなければならないということでありまして、ただ、1つだけ、トイレの増設工事というのがあります。このトイレの増設工事というのはコロナのやつにも入ってしまっていて、またこのリフォーム工事にもトイレの増設というのが、水回り関係となれば必ずなるわけなので、その選択はやはり支援金の多いほうの選択の中に入れればよいということによろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

有利な形で申請を見てくれればいいのかと思います。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 分かりました。やはりそういったところでもはっきり分けておいて、支援金の多いほうに、リフォーム資金であればそちらに入れてくださいよと。その他そこに該当しない備品とか、そういったものに関して、また例えば後づけのようなものに関しては、ちょっと分けていただいてコロナのほうに出していただければ支援が出ると、そういった形のご説明でありましたので、ぜひやはり利用する方々に分かりやすくやっていただければその活用もまた増えてくるし、申請する方々も本当に補助がもらえるということでもありますので、また工事によってこの町内の経済が潤うということも見えてきますので、ぜひ分かりやすく迅速にこの予算を使っていただいて、対処していただければありがたいと思っております。地域生活課のほうは以上で終わります。

続きまして、教育課のほうをちょっとお聞きしたいと思います。概要の中に生涯学習活動への推進ということで社会体育施設整備事業、町民体育館の防火扉の更新工事ということで108万7,000円というふうな形で上がっております。これは、どこの扉でどんな工事なのか、ちょっと伺いたいと思っておりますので、課長、よろしくをお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

施設整備工事費として108万7,000円、これは町民体育館の防火戸の改修工事でございます。町民体育館の2階アリーナの入り口につきましては、事務室側と、それからトイレ側、2か所で出入り通常されておりますが、このトイレ側が引き戸になっておりまして、こちらが有事の際に自動で閉まるようになってございます。二重の扉になっておりまして、通常は手で開閉する扉、それから非常時に自動で閉まる扉の二重になってございます。この二重になっているうちの自動で閉まる扉が点検の際に完全に閉まらないということが判明いたしまして、経年劣化等、さび等で十分に機能しないということでありましたので、扉ごとの交換が必要であると。また、この扉につきましては、閉まってしまいますと逃げ遅れた方が大変困るわけですので、その場合、事務室側のドアの扉になっておりますが、そちらのほうから逃げていただくか、もしくはアリーナの各所に非常口がございますので、そちらのドアから逃げていただくということでもあります。ただ、当該箇所につきましても一旦自動的に閉まっても、手で開けることはできるということ聞いております。ただ、児童、幼児でも開けることができるかといいますと、これはちょっと改修工事が終わった際に確認をしたいと思っております。場合によっては、そちらのほうの注意喚起もしなければならぬのかなと思っております。なお、工事費につきましては212万1,000円の予定でございますが、既存予算もございまして、不足分の180万7,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明いただきまして、私も長年バスケットなんかで町民体育

館を使っているのですけれども、あそこが自動扉だというのは今初めて分かったような感じでありました。やはり消防法等いろいろ法律がありまして、設置しなければならない設備は必ず決まっているわけでありましてけれども、今回そういった形で自動で閉まる、手でも開けられるか確認していただくということでありましたけれども、やはりもっと優しい遊佐町を目指して、その扉にここは火災の場合は自動で閉まりますよといった何か表示があればまたいいのかなと。また、閉まった際には逃げる道のりはここここここですよというふうな形で示していただければもっと優しいのかなと思っておりますので、そういったところも踏まえてやはり現場の確認をしていただければありがたいなと思っております。

また、あともう一つ聞きたいのが、その他の施設ありますけれども、例えばほかの小学校、まちづくりセンター等のそういった防火扉に関して作動の確認などは行っておるのかどうか、その辺を伺いたしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

学校施設のほか文化施設、社会教育施設、社会体育施設、こういったたくさんの施設を抱えております。一通り警備保障だけでなく、そういった機械設備、それから非常用設備、これの点検につきましても定期的に言って委託をしておるということでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうから定期的に行っているというお話をいただきましたので、その辺のところは随時、その期間になりましたらまた点検という形でお願いをしたいと思います。本当に体育館の扉というのはかなり重いので、自分たちが引いてもなかなか重い扉でありますので、これが自動で閉まるというのはかなりの大きなモーターと力がかかるかと思っておりますので、ぜひ定期点検のほかにもやはり作動するかしないかという確認は随時していただければありがたいかなと思っております。何せやはり人というのは、アリーナもそうですけれども、中でゲームをしている方々もそうですけれども、なかなか気づかずに、扉が閉まってしまうと煙が充満してしまいますので、そういったところでやはり気が動転して通常の行動ができなくなる場合もありますので、なるべく明確にいただければありがたいと思っております。教育課のほう終わりたいと思います。

続きまして、産業課のほうに伺いたしたいと思います。概要書のほうにふるさとづくり寄附金事業の中の返礼品として3,000万円の予算が計上されていますけれども、ふるさと納税金の返礼品ということは分かるのでありますが、一応その内容を伺いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

委員のおっしゃいますとおり、今年度ふるさと納税が非常に好調でございまして、9月補正で1億円を増額し、現在3億円計上になっておりますけれども、既に11月末で3億円を超えておりますし、例年12月から1月にかけて1億円超の申込みも予想されるということでございました。その関係で今回1億円の歳入増を予測をしまして4億円のふるさと納税寄附金を計上させていただいておりますが、当然今回1億円の納税があると仮定した場合については、総務省で定めました3割以内の返礼品の準備、これが必要でございまして、1億円の30%相当となります3,000万円の返礼品を、委員のおっしゃるとおり報償費

として計上したものでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からもご説明がありました。本当にうれしいことではあります。そのうれしい中にもやはりこういった手数料は必ずかかってくるわけでありまして、3,000万円分の返礼品を考えているわけではありますけれども、その中で遊佐町の米がとても評判がいいという形ではありますけれども、その返礼品の中で、こういったものをこの中で考えていくのか、ちょっとそういったところの計画も伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

現在まで町のほうで返礼品として一番多いのがお米でありまして、続いてメロンやスイカ、それから庄内柿というものがトップを占めているという状況でございますので、そちらについては今現在も、これから幾ら増えるか分かりませんが、それについては提供可能でございますので、そちらのほうで今後も対応させていただきたいと思っておりますし、一般質問のときにもお答えはしておりますが、今後ますます増えることが予想されますと、やはり新たな特産品の開発ということで、町のほうでも今ブランドを中心に考えているところであります。そのときにも申し上げましたが、鳥海あわびのほうも返礼品として現在7月に一度上げまして、夏場ちょっと成長が遅くなるものですから、今回また新たに上げさせていただいておりますけれども、そういったものも含めてサクラマスでありますとか、今後金龍さんのウイスキーなんか出てくればそれも利用できるのかもしれないですが、あわせて耕作くんの耕作くんアイスの試作も地域おこし協力隊の中島氏がやっておりますので、新たなものを目指しながら、いろんな特産品を取りそろえて準備をさせていただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありました。ほかの市町村では、やはり10億円に近い寄附金をいただくようなところもありまして、そういったところのホームページを見てみますと、やはり返礼品の多様さがかなりあるわけなのです。中にはどこかのコロッケとか、どこかのトマトとか、そういった形でも載っているところがありまして、選べる返礼品というのがやはり多くあるところは寄附金も何か多いような感じがして、私もホームページを見させていただきましたけれども、やっぱり庄内というのは夏の果物、そして夏の特産物というのはなかなか多いわけでありまして、やはり冬期間の返礼品に関しても、先ほど課長も言いましたけれども、これからウイスキーとかいろいろと考えていくというお話がありました。一般質問でもさせていただきましたけれども、やはり今加工品というのは本当にただ食べるものだけでなく、やはり防犯に関してもいろいろなものが、非常食や、そういったものもやはりあるわけなのでありまして、遊佐産の非常食なんかおいしいものを本当に提供できるような非常食であればまたお客さんのほうも喜んでいただけるのかなと思っております。海のもの、海産物などもやはり漁師の皆さんを通して、そういったところも含めて加工しながら、ふらっとの黒カレイなんかも本当においしいものなので、あぁいったものもやはり加工しながらそういった返礼品の中に、お米、チンすれば食べれる庄内米の、遊佐米のおいしいお米、レトルトなんかも含めて一緒にそういった形で提供させていただくような形で協議をしていただければありがたいなと思っておりますので、1番の一般質問にもありましたが、やは



り納税が大きければ大きくなるほど人手がかかるのだということもありましたので、そういったところも踏まえてやはり対応の仕方も考えながら、ぜひ総務のほうにもお願いしながら皆さんの財政いただくような形で、ご協力をいただくような形で、またその返礼品のほうも考えていただくような体制づくりをお願いいたしまして私の質疑を終えたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） これで2番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それでは、私からも少し質問させていただきたいと思います。

一般会計のページ数7ページ、目9災害対策費県補助金、節1防災対策事業補助金、金額8万4,000円、説明として津波減災対策促進支援事業費補助金、これについてご説明お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

津波減災対策促進支援事業費補助金ということで8万4,000円の歳入の補正でございます。2基想定をしております。1基当たりの補助金が4万2,000円ということで8万4,000円を計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 2基というご説明ですけれども、何の2基でございますか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 大変失礼いたしました。今回津波対策に関連する看板の設置を2基ということでこの金額を計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この件につきましては、この看板は地域の住民に対するものでございましょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回設置しますのは津波避難看板ということでこれを2基、今回計画しておりますのは女鹿地区と鳥崎地区、2地区に計画をしております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今看板の設置というご説明でございました。私も標高4メートルの地域に住んでおまして、多分町が想定している津波がもし来た場合には、多分のまれるのではないのかと思っております。何を言いたいかといいますと、津波が来たら我々住民はもう即座に避難場所に避難をするということを念頭に生活をしているわけですが、この補助金はその使途、つまり今の看板というご説明でしたけれども、看板だけにしか使い道のない金額でございましょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この事業につきましては県事業でありまして、今回津波避難看板を設置時に県から3分の1の補助があるという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 再度お尋ねしますけれども、これは看板にだけしか使えない金額という理解でよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回町が設置するのは避難看板でありますけれども、ほかの用途に使えるかどうかについては確認をしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほども私申し上げましたが、津波が来れば逃げる以外方法はないわけがございます。それで、減災の目的であるとするれば看板も大事ではございまいしょうが、それ以外に何か使い道はないのかなというふうに思ったりもしているわけがございます。この点もやっぱり加味して今後の対策と申しましょうか、対応をお願いしたいと思います。これにつきましては、これにて終了いたします。

続きまして、ページ数8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3広報広聴費、節17備品購入費、金額35万円、事業用備品購入費35万円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この備品購入費につきましては、広報用カメラを購入をしたいということでカメラ本体、レンズ、バッグ、その他の附属品含めて1台35万円というふうな中身でございます。現在使っているカメラもございませけれども、メーカー指定のショット数が10万回、ここまでは十分使えるというふうなところが10万回のショット数になっておりますけれども、現在15万回を超えてございます。1.5倍になっていると。過去にシャッターボタンの修理をした経過もありまして、常に経年劣化による故障が懸念されるということでありまして、広報担当のほうからぜひ更新をしていただきたいというふうな要望があったものですから、今回補正をお願いをするというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 35万円という金額は、カメラとしてはかなり高級な部類に入るのではないかなと思いますけれども、この機種を設定、選定する際にはどなたかからこの機種だったらよく撮れますよというようなアドバイスのものはございましたのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

基本的には現在使っているものと同程度の機種というふうなことで選定をしておりますけれども、幸い今年度採用いたしました地域おこし協力隊の繁田さんがそういった、前職で写真撮影をしております、大変こういったカメラ機材については明るいというふうな知識もございましたので、そういった助言もいただいたところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それこそ10万ショットという数字が出てきましたが、これは10万ショット、約何年で、今現在15万ショットということですが、何年お使いになったカメラでございませうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 現在使っているカメラについては、平成27年3月購入をしたというふうなことでありますので、約5年程度になりますでしょうか。そのくらい使用したというふうなことであります。なお、このカメラにつきましては、現在使っているカメラにつきましてはシャッターボタンのいわゆる故障懸念以外は大丈夫ということで、最近のデジタルカメラにつきましては映像も撮れるということでありましてけれども、今使っているカメラにつきましては廃棄をせずに、ウェブ会議の撮影用に転用も可能であるというふうなことで、そちらのほうに有効に活用するというようなことで考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 5年使ったというカメラというご説明で分かりましたが、物は全てにおいて壊れるという宿命にあるのだと思います。今回は補正ですけれども、5年後頃に多分このカメラも寿命が来るのだとは思いますがけれども、補正ということではなくて、5年後、10万ショットを超えた。では、調子悪くならない状態のうちに新規更新をするといったほうが何かすっきりいくのではないかと思いますけれども、これについていかがですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

確かに定期的に購入するということがいけば安心して使えるわけですが、一方で使えるものは最後まで使うというふうなことも経費節減の上では必要だというふうに考えております。今回どうしても過去に修理をしたということで故障の懸念があると、常にそれを抱えながら取材をするということがいけば、広報担当者としてはひょっとしたら写真が撮れなくなる可能性もあるということで不安を抱えながらやっているということでもありますので、今回補正をお願いをするというものであります。基本的には使えるだけ使うというふうな考えでいるところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 担当の方は、これ1台では多分ないのではないのかなと思ってございます。新聞等々の記者さんも何か数台をお持ちで、あと今現在のカメラというのは電池がないと駄目な状態ですので、いろいろとカメラは予備的なものも多分あるのだと思いますけれども、当町にはこの35万円以外の、この高級機種以外に予備的な機種は広報でお持ちなのでしょうか。お尋ねします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

詳細は把握しておりませんが、予備的なカメラということがいけば、いわゆる携帯型の小さいデジタルカメラについては数台あるというふうに認識しておりますので、最悪の場合はそういったもので代替をするというふうに考えているところでございます。今回につきましては、現在使っているカメラを廃棄せずにウェブ用に活用するというふうな考えでもございますので、既存のカメラが何かあったときに代替として臨時に使えるというふうなことでは考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 機器を最大限に活用して、いい広報写真を撮っていただきたと思います。これ

については以上、終わらせていただきます。

次に、9ページ、目9電子計算費、節17備品購入費、金額500万円、施設用備品購入費、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

備品購入費、施設用備品購入費ということで500万円の補正でございます。今回遠隔会議用パソコンの導入ということで1台あたり10万円のパソコンを50台ほど購入したいということで計上をさせていただいております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 申し訳ありません。ちょっと私聞き取りにくかったので、もう一度ご説明お願いできませんでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

備品購入費、施設用備品購入費ということで500万円の計上でございます。遠隔会議用パソコンの導入ということで1台あたり10万円のものを50台購入したいということでございます。今回地方創生臨時交付金を活用しまして補正をさせていただいたところであります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 遠隔操作というご説明でしたけれども、これは常時使うというパソコンとはまた違うのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 基本的には常時使えるパソコンになります。ただ、用途といたしまして、このたび議会もそうですけれども、デジタル化によってアイパッド等で議会を行うということになっております。このパソコンにつきましては、係長級の職員に与えたいということで購入を計画してございます。そのデジタル化にも対応できるパソコンということで、係長職員についても当然常任委員会等に出席するわけでございますので、それらにも対応できるということで今回購入をしたいと計画をしたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、我々議会で今準備をしていますものと同じ機種なのですか、それとも同等程度のものなののでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

議会の皆さんと、それから町の執行部が使うものについては、アイパッドと言われる機種のものでございます。今回購入させていただきますのは、一般通常使っているノート型のパソコンでございます。そのノートパソコンでも一部機能、デジタル化に一部対応できる機種ということでこの機種を選定させていただいたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） よく分かりました。我々もペーパーレス化を目的としてアイパッド導入を目指しているわけですが、やはり今後脱CO<sub>2</sub>という面でも役立つものだと思います。お互いに切磋琢磨して使い方を検討して使っていこうというふうに私思いますので、よろしく願いをいたします。この件につきましてはこれで終わりたいと思います。

次に、10ページの款4衛生費、項1保健衛生費、2、予防費の12、委託料、金額が504万5,000円、説明のほうで高齢者インフルエンザ予防接種委託料、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この委託料504万5,000円につきましては、山形県インフルエンザ予防接種費用支援事業ということで今年の10月9日の日に県議会のほうで議決をされました事業でございますが、高齢者のインフルエンザ予防接種を受けた方に1人当たり1,000円を助成するという事業でございます。県の補助の対象となる1,000円を3,600人と見込みまして360万円、それにさらに従来から遊佐町のほうで1人当たり1,700円を助成しております。高齢者インフルエンザ予防接種であります、こちらのほう今年度につきましては接種者の数が大変増えてございまして、その増えた分850人見まして144万5,000円、合わせて504万5,000円の委託料ということで計上しております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 県の予算のほうで10月9日議決というご説明でございました。既にこれは接種終わった方に補助をするということでよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

基本的には接種を受ける方、これから受けようとする方について、お医者さんのほうでこの補助金の分を差し引いた分を受けようとする方がお支払いいただくという形を取ってございますが、一部既に県の事業始まる前から接種をされた方、10月1日から始まってございますので、10日余り県の事業がまだ決まっていなかった時期に受けていらっしゃる方につきましては、もう既に1,700円を差し引いた分でお支払いをいただいておりますので、その方については1,000円をお戻しするという方もございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） インフルエンザの予防接種なされた方には全て補助になるという理解でよろしいですね。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 全てといいますと私も含めたことになりますけれども、そうではなくて、高齢者のインフルエンザということでございますので、65歳以上の方ということでご理解いただきたいと思います。また、同じように子供のインフルエンザということで生後6か月から高校3年生に相当する年齢までの方についても1,700円の補助があるということでございます。また、今年度からこれに加えまして、妊婦さんについてもその補助の対象に加えたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） ご丁寧なご説明ありがとうございます。ちなみに、今妊婦さんというご説明ご

ございましたけれども、妊婦さんで接種なさった方の数は把握されておりますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 対象となります妊婦さんにつきましては、令和2年10月1日以降出産予定の方ということになります。現在私どものほうで情報としてあるのは、お二人の方は受けられたという情報ありますけれども、情報が届いていない方もいらっしゃるかなということです。なお、妊婦さんのインフルエンザの予防接種の助成につきましては、完全に償還払いということで、予防接種をしていただいた後申請をいただいて償還払いをするという形になってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。希望とすれば、妊婦さんが非常に多くなって、遊佐町で赤ちゃんがいっぱい生まれることを希望するわけですが、なかなかそれは思ったようにはいかないのだとは思いますが、その接種を受ける際に、今現在コロナでワクチン受けない方も結構、外国のほうで受けない方も、心配だから受けないというような方もいらっしゃるかと聞いております。インフルエンザワクチンについて、妊婦さんに対する心配ということについて、健康福祉課のほうではどのようにお考えでございましょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

私も医学的なことの本当に詳しいところは全く承知してございませんが、町のほうとして保健所なり、そういったところの指導に基づきまして補助をして、補助の対象に加えながら実施をしているというふうなことで、これが仮に何かしら問題があるということであれば、そういったことはできないというふうには承知しておりますので、現在のところでは特に大きな問題を抱えているというふうには認識してございません。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、12ページ、款7商工費、項1商工費、3観光費の10、需用費46万円、修繕料、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

修繕料46万円につきましては2つございます。1つは、あぼん西浜の源泉槽の曝気用リングブロー交換ということで21万2,300円、もう一つが西浜コテージ村の街路灯が不点灯になっておりますので、灯具交換、これが2基になります。これが2基で24万7,500円、この修繕2件の補正のお願いであります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） あぼんの街路灯が2基、今現在不点灯という認識でよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 街路灯につきましては、西浜コテージ村の駐車場の街路灯ということで2基、今現在不点灯になっているというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 先ほども私申し上げましたけれども、また1番委員が不点灯になる前にやはり対応すべきではという、つまりは先ほど課長おっしゃいました。大事に大事に長く、それこそことごと切れるまで使うのだ。それは遊佐の文化なのかもしれませんけれども、今現在は不点灯でついていないという現状があるわけです。多分大体イメージできるのですが、その場所についてはそんなに不点灯でも影響ないかなというふうには思いつつも、やはり物には、先ほどから私何回も申し上げましたとおり、壊れるので、壊れてからではなくて、壊れる寸前に何とか、壊れる寸前にやる、壊れたらすぐできるような体制を取っておいたほうが町民の安心にもつながるのではないかと、そういうふうに思うのですけれども、よろしくをお願いします。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町の予算の仕組みで、当初予算は一定程度は持っていますが、9月議会中とか議会以降に見つけた予算については、やっぱり議会を開かないと、開催して予算を議決いただかないと執行できないという、行政のなかなか手間暇かかるところがあるのだということをご理解お願いしたいと思います。個人のものであればすぐ直すということは可能なんでしょうけれども、公のもので議決をいただかないと事前に着工はできないということをひとつご理解お願いしたいと思います。特に秋になってから見つけて、どこまでどこでやるのだということ、多分定例会でない、12月議会までこれないわけですから、ここでやっぱり予算の執行の補正予算でお願いして初めて工事ができるということ。なかなか民間の事業者みたいにはすぐできないということはもどかしいのですけれども、その辺ご理解お願いしたいと思っています。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも少し答弁といいますか、説明させていただきたいというふうに思います。今町長のほうから予算の仕組みという点でお話をいただきました。佐藤委員おっしゃるようにして、なかなか今町内で抱えている資産、いろんな建物も含めてかなり経年を経ているという、建物含めてございます。それらについては、振興計画等を通しながらしっかりと計画性を持って更新の長寿命化の取組を進めているわけではございますが、こういった明かり等々の部分については、先ほど総務課長のほうからも答弁ありましたけれども、当初予算で一定のそれに対応する予算は獲得しながらも、全ての予算をそれに対応できる状況まで持っているかということ、なかなか今の当初予算編成上厳しいところがあるというのも事実でございます。そういったものについては、できれば委員おっしゃるようにして、この辺の施設はかなり老朽化したので、一斉更新をという対応できれば一番よろしいのですけれども、なかなかそういうかない部分もありますので、一つ一つ確認をしながら、大切に使いながらも、寿命が来たものについては素早く対応できるようにさせていただいておりますが、ただいま町長申し上げましたようにして、それらの予算が、当初で蓄えていったものを使った暁には、当然議会のほうに補正の予算をお願いをした上で対応せざるを得ないということをご理解いただければありがたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） その件につきましては、重々承知をしているつもりでございます。欲を言えば当初予算に予備費的なものをつけて、ある程度臨機応変に、これはどうしても使わなければいけないって議会に通すまでもない状況のやつ、そういうこともあってはいいのではないのかなということを思いつつ、

今のご説明、大変よく分かりました。

それでは、14ページの1番委員と同じ項目についてお尋ねをしたいと思います。交通安全対策費で防犯灯の件につきまして、説明の概要によりますと遊佐の元町のほうは単価が4万5,000円掛ける70、吹浦のほうは9,000円掛ける88、これ金額がかなり差がございますが、この差についてちょっとご説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回防犯灯等改修工事費の中で遊佐元町街路灯修繕工事については単価が4万5,000円で70か所、吹浦元町街路灯の修繕については単価が9,000円で88か所という内容で補正をさせていただきました。作業の内容を申し上げますと、遊佐元町につきましては故障した部分について灯具を一旦取り外しまして、中のランプ部分を交換して、水漏れしないようにソケットごとシリコンコーキングを行いまして、そのコーキング乾燥後に元に戻して取り付けるという作業内容でございます。ランプ部分をそのまま交換するという部分もありまして、単価的には高くなっているという内容でございます。吹浦元町につきましては、現在全部で88基ほどございまして、現在15基が点灯していないという状況でございます。吹浦元町につきましては、遊佐元町もそうなのですが、原因を探っている中で、吹浦元町につきましてはその故障の原因の一つがランプのワット数が適切でなかったことが故障原因の一つであるということが判明をしております。この部分につきましては、ワット数が合っていないということでメーカーのほうにも一部責任があるということで、メーカーのほうでそのランプの部分については提供していただけるという話になりまして、作業内容といたしましては88基全部をランプ交換を行いたいということでございます。ランプ、その部品につきましてはメーカーから提供いただきますけれども、作業工賃につきましては、町で負担をするという内容でありまして、今回補正をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。早急に明るくなることを期待しつつ、私の質問は終わります。ありがとうございました。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員の先ほどの津波減災対策促進支援事業に関しまして答弁保留ありましたので、堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 先ほど津波減災対策促進支援事業補助金がどこまで使えるのかということについて答弁を保留しておりましたので、お答えをしたいと思います。

この補助金の交付要綱を確認いたしましたところ、その補助対象事業の中身が避難場所等に夜間対応型の案内標識を設置する事業という内容でございまして、看板設置のみということでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） これで3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） それでは、私から質疑いたします。

最初に、一般会計8ページです。総務課長にお尋ねいたします。8ページ中ほど、一般管理費のうちの7節報償費に成人式記念品等、そして18節負担金補助及び交付金に成人式実行委員会補助金ということで



成人式に関する項目が載っております。節は違うわけですが、片や記念品はプラス、一方実行委員会の補助金は減額ということでありまして、こちら辺が何か関係があるのか、それとも全く別物なのか含めて説明をまずお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回来年の1月10日に予定をしておりました成人式に関連した補正をお願いしたものでございます。報償費につきましては、3万2,000円の成人式記念品等ということで3万2,000円の補正でありますけれども、これにつきましては新型コロナウイルス感染症の予防のために、本来普通であれば全体の集合写真を撮るわけでありまして、コロナ対策のためにクラス別の集合写真形式に変更したいということで、その増額分を補正をさせていただいたということでありまして、一方、負担金補助及び交付金、この成人式実行委員会補助金につきましては、これも本来であれば二十歳の集いというものを行う予定でありましたけれども、コロナウイルス感染症の影響によりまして二十歳の集いについては中止をさせていただき予定ということで減額をさせていただいたものでございます。

なお、この補正の段階では成人式、来年の1月10日に行う予定ということで補正をさせていただきました。ただ、残念ながら先日実行委員会のほうを開催させていただきまして、実行委員会の中でやはり延期したほうがよいのではないかという意見をいただきまして、それを受けまして町のほうで延期を決定をさせていただいたということでございます。延期の日には、来年の11月6日ということでありまして、今回補正をさせていただきましてけれども、延期という結果になってしまったということで、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 説明は了解いたしました。そして、11月に延期というふうなわけですが、片や現実的に18万円の実行委員会の補助金が減額ということになっております。ということは、これはまだ見えない話ではありますが、11月に、成人式と言っていいと思いますが、行われるとしたらば、そのとき改めて二十歳の集いですか、実行委員会に係る費用を計上するおつもりあるのかどうかを確認したいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今年度分が来年の11月6日に延期になると、通常の開催が通常どおり1月10日にあるということで、令和3年度につきましては2回成人式があるという形になると思います。この予算につきましては、今当初予算編成中でありまして、2回分を計上させてもらう予定であります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。

次に、9ページに移ります。引き続き総務課長にお尋ねいたします。先ほど3番委員とのやり取りがあった件の確認的にお聞きしますが、電子計算費の中に消耗品費、施設用備品購入費というのが上がっております。その中で係長以上の職員にパソコンを配備するのだという話だったわけなのですが、補正予算の概要書を見ますと、4ページの上のほうですが、そこには遠隔会議用備品購入費という

文字、あるいは地域イントラネット管理費という文字が出ております。そこら辺が先ほどの説明と若干この文言が違うような気もしたのですが、そこら辺のちょっと兼ね合いを、改めてになるかもしれませんが、お尋ねいたします。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。  
（午前11時56分）

休 憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員への答弁を保留しておりましたので、堀総務課長より答弁をお願いします。

堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず、概要書にあります地域イントラネット管理費につきましては、款項目の中の目の中の大事業名でございまして、職員が使う内部事務用のパソコンでありますので、イントラ、内部のネットワークを意味するものでございますけれども、このイントラの予算での計上となっているということでございます。リモート会議での使用前提で機種選定をしております。カメラとカスプーナーなどの性能を備えた機種ということで各係長の事務での使用を想定しているということでございます。先ほど前委員の質問のときには、通常時の使用方法ということでの質問でございましたので、活用方法の一例として議会のデジタル化などの対応も可能という説明をさせていただきました。当然ウェブ会議等にも対応ができるパソコンということで、遠隔会議用のパソコンという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） では、そこをもうちょっと若干深掘りしたいのですが、概要書には遠隔会議用備品購入と、遠隔会議用PCソフトウェア導入ということであります。遠隔会議のイメージなのですが、ちょっと幅が広い話なので、課長が考えていらっしゃる今回の件における遠隔会議というのは、どんなようなところまで想定した話なのか教えてください。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

通常業務、一般業務のしている場合におきましては、机上、机の上で通常業務、主にインターネット系の業務をこれで行けるといふふうに想定してございます。あと、当然県とのやり取りについても、個別にはこのパソコンでインターネットを介して、画面でお互いの顔を見ながら話をするということも可能であろうかというふうに思います。あともう一つは、先ほど前委員の質問の中でも答えましたとおり、常任委員会にも当然出席することになりますので、係長については、そのときにノートパソコンを持ち運んで常任委員会の中でも対応ができるという、そういったことを想定しながらの今回の補正ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 先ほど3番委員への答弁としては、パソコンの形態としてはいわゆるタブレット方式でなくて、既存の要するにキーボードがついたパソコンのような形だというふうにお聞きしました。となると、今のパソコンも、かなり前の機種は別でしょうけれども、普通カメラがついていて、ソフトを入れれば遠隔会議はできるものが多いのだと思います。私、役場のパソコンを逐一見ているわけでありませんで、カメラがついているかついていないかは分からないわけでありませんで、今回これを導入するというのは、言い換えると、この機会にパソコンを更新しようということなのかなとも思えるのですけれども、そこら辺は実際のところはどうなのでしょう。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的にはパソコンの買換えに対応する予算でございます。今現在職員が使っているデスクトップパソコンについては、相当数、年数を経過してございます。当然耐用年数過ぎたものもございませんで、それは計画的に買換えをしていくというその中での一環の補正をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） ようやく分かりました。そこを最初からうたっていたいただければ話は早かったのですけれども、その上でさらにお聞きします。今回は50台ということで、係長級以上が対象だというお話でした。ただ、実際のところ、係長級以上以外の職員もいらっしゃるわけで、その方たちも場合によっては遠隔会議が必要ということも当然あり得るわけです。ですので、そこら辺のパソコンの更新、あるいは整備というのも当然必要になってくると思いますが、今回の補正とは直接関係ありませんけれども、係長以上というのがちょっと引っかけたものですから、全体の整備はどういうふうに考えているのか。次の補正、あるいは来年度の新年度予算で係長級以上以外の職員のパソコンについても手当てをしていく考えなのか、そこをお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

一定程度のパソコンの更新費につきまして、費用につきましては当初予算でも計上させていただいております。その部分と今回補正をさせていただいた部分と合わせまして対応していくことにはなりません。新庁舎におきましては、基本今まで職員についてはデスクトップパソコンの形で使用しておりましたけれども、基本ノートパソコンに変更していく方針でございます。この補正の分と当初予算合わせて、まだ全部がノートパソコンに置き換えるということにはなりませんけれども、そこは計画的に次年度以降の予算を使いながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 了解しました。おっしゃるとおりをお願いしたいと思います。

続きまして、最後ですけれども、健康福祉課長にお伺いいたします。一般会計の同じページ、9ページの下の方、民生費が載っておりますが、その中で19節扶助費、自立支援介護等給付費900万円という計上になっております。これについても概要書のほうで若干説明があるわけですが、それを見ますと不足分の900万円だというふうに記載しております。当然この不足という数字は気になる言葉なものですから、なぜこのようなことになっているのかをまずお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

障害者自立支援給付事業、900万円の増額であります。こちらにつきましては、障害者自立支援給付事業、当初予算としておよそ3億円この事業が計上されております。内容につきましては、障がい者の方に関わる給付費全般のことでありまして、居宅介護でありますとか生活介護、施設入所に係る費用、あるいは計画相談に関わる費用と全般のことでありますが、こちらのほう額も大きいということで、年間当然運営をしてまいりますと人の移動とか、そういったものがございまして、当初予算で見込んでいた数値が年の途中で変わるということがこれまでも多くございます。中間の段階で、今年度上半期を経過した段階で、年度末に向けてどれくらいの給付費の見込みがあるかということ算定をいたしましたところ、当初予算よりも少し経費が多くかかるという見込みが出てまいりました。その不足額というのが900万円だったということで今回計上させていただいたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） この項目は、今課長から説明あったとおり、いろんなメニューのパッケージ的な項目になっているということでありましたけれども、その900万円が満遍なく全体的な部分の調整なのか、それともある特定の部分が何らかの事情で不足したので、集中的にそこに手当てをしなくてはいけなくなったのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

一つ一ついろいろな項目にわたって推計をしたという経過がございまして、ちょっとただいま手元に詳しい資料はないのですけれども、たしかそれぞれの項目を1つずつ見込みを立てまして、あるものについては増額、あるものについては減額といったものも様々あつてのトータルでの900万円の増額というふう認識しております。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 同じような質問で恐縮です。もし分かれば教えていただきたいのですけれども、ひょっとしての話をするのですが、一連の新型コロナウイルスの影響が何らかの形で障がい者の方の支援事業に影響しているのではないかとも思ったわけなのです。それは、どういうふうにもどういう形でいくのか分からないので、ちょっと漠然とした話ではあるのですけれども、そういうことではないということは今、これからは分かりませんが、今の段階で分かればそれはそれで結構なのですけれども、そういう可能性等は、その900万円の要因としてはないのかどうか、そこはもう一回お願いします。分かる範囲で結構です。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

今年度に限らず、これまでも大体12月ぐらいにこういった障害者自立支援給付事業の補正をしてきた経過がございまして、やはり今年に限らずそういったことがここ数年続いているということもありまして、コロナの影響ということでは、特別に今回増額補正の理由の中には含まれていないということで認識しておりますし、今後につきましても今のところそこまでは考えていないということでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。

以上で終わります。

委員長（菅原和幸君） これで5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） では、私のほうからも少々お聞きしたいと思います。これまで午前中も含めてご質問された方と項目的には重複するかと思えますけれども、その辺はご了承いただければと思います。よろしくお願いたします。

まず初めに、12ページです。観光費のほうで、先ほど修繕等でいろいろご説明いただきました。このほとんどが、軽微という言い方もあれかと思うのですけれども、そんなに大きな修繕等ではなかったと思うのですけれども、その辺の状況、何かしら定期点検的なもので出てきた不具合なのか、その辺少しお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

修繕料46万円の分につきましては、日常の運転に伴って故障が生じたということでのことでありまして、先ほど町長からあったとおり、一定その修繕料につきまして年間予算、当初予算で持っているわけですけれども、年度の後半になりまして、それらについては執行していて足りなくなったというふうなことでございます。

それから、工事費につきましては205万3,000円の補正のお願いでありますけれども、遊楽里のエレベーターの部品交換、これにつきましては定期点検による改善指摘事項というふうになっておりまして、具体的にはエレベーターの箱をつっておりますロープ、ワイヤーロープですけれども、さびが生じているということでの交換の改善指摘というふうなことでございます。もう一点、工事の関係であればあぼん西浜の源泉湯設備の改修ということではありますが、これはメーター、くみ上げをする温泉量の流量計がついているわけですけれども、これが経年劣化により計測不能になったということでの交換をするものであります。これにつきましては、温泉法第35条の規定によりまして、保健所に毎月流量を報告しているわけでありまして、それができないということで、流量報告のためには改修が必要であるということでのお願いでありまして、あぼんのメーターの交換については78万6,500円、遊楽里のエレベーター交換につきましては171万6,000円、こういった内容になってございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 説明のほうありがとうございます。これ遊楽里のエレベーターのいわゆる部品交換になりますけれども、エレベーターのワイヤー、これ非常に人命にも関わることですので、大変な話だと思いますので、これらも早急に交換してもらいたいですし、あぼんのメーターの交換、これは当然お湯をくみ上げるパイプでございます。どちらにしてもかなり大がかり、金額からすればなのでしょうけれども、そこそこ大がかりな話になるかと思うのですけれども、これによって施設の閉館等の予定になるのでしょうか。その辺少しお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） あぼんについては、休館しないでできるのではないかとこのように考えております。遊楽里のエレベーターのロープ交換につきましては、まだ詳細詰めておりません。休館して一気にやるのか、あるいは1基ずつ、1台動かしながらやるのか、そこについては今後調整をしたいというふうに考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 人命にも関わる話もありますので、この辺はしっかり直してもらいたいと思うのですけれども、遊楽里のほうを閉館するかどうするかというのはこれからだということですのでけれども、今このコロナ禍で非常に宿泊業厳しい状況にあるかと思えます。この中でいろんなご批判等もあるのでしょうか、Go To Travel等でかなり持ち直せるのではないかとというような、一定期間なのでしょうけれども、そのようにお聞きしているのですけれども、今観光、宿泊に関するその影響というのはどのように考えているのでしょうか。もし閉館した場合です。閉館となるような場合です。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えいたします。

遊楽里の営業の関係につきましては、春から夏まで、6月頃までの間につきましては、やはりコロナウイルス感染症の影響で宿泊者が減っているということでもありますけれども、夏以降、いろんな国の施策であったり、県の施策であったり、あるいは町の施策であったり、こういったことによって大変多くの皆さんから利用いただいたというふうにお聞きをしておりますが、今現在またこういった庄内地域において拡大をしているというふうな状況にもなっておりますので、今後については不透明な部分があるというふうに思いますし、少なからずこういった改修によって休館した場合は、やはり影響があるのかなというふうなことで考えております。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 単純に今の時期オフシーズンで、少し余裕があるから閉館するというのとは今回は若干違うと思うのです、イメージ的に、そういうのを考えていくと、非常に今後のいわゆる遊佐町の観光、これについて非常に大きな影響があるのかなと思うのですけれども、今回遊楽里の話出ていますけれども、これで休館する場合の影響という今話もありましたけれども、遊佐町の観光宿泊業、これに関して今どんな感じなのか、その辺担当として押さえているのかどうか、少しお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

観光宿泊業に関する影響につきましては、これまで産業課で把握をしていただきながら一定支援ということで、第一次、二次、三次というふうに支援を一定してきているということでございます。ただ、それ以降もまだ影響は続いているというふうな認識でおりますので、今後年度内の影響について聞き取り等しながら支援については検討していきたいというふうに思っているところでございます。コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても、第四次分の支援についてはまだ予算化をしておりませんので、そういったことを総合的に勘案しながら支援について検討、産業課と共同しながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8 番（赤塚英一君） 今もやっぱりコロナ禍で、G o T oも今コロナが第2波、第3波が来るということで非常に大変な話になっていますし、庄内も今日のニュースでは酒田飽海地区では特に発生したという、感染者が出たという話は出ていなかったですけれども、今はまだ安定しているような状況ではないかと思っています。こういう中で、やはり前も一般質問等でもお話しさせてもらいましたけれども、今後観光業が、コロナが落ち着いて、さあとなったときに、これから考えましようではなかなか大変だと思います。そういう意味では、遊楽里は遊楽里でやっぱりがたいが大きいですから、従業員を抱えている。ほかにも町内の宿泊業者、やはりコロナ禍の中で宿泊の数が減っているという話もお聞きしています。その辺もありますので、非常に大変かと思うのですが、今回副町長には交流促進の社長という立場もごさいますけれども、あくまで副町長としてこの場にご出席いただいていますけれども、ちょっと宿泊業関係の現状、観光関係の現状、少しお話しただけると助かるのですが、よろしいでしょうか。お願いできますか。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 遊楽里の施設、観光施設関係の修繕の補正に関連しまして、G o T o含めて今国のほう含めて対応しております、心配されております宿泊関係の状況についての話ということでございますので、少し私のほうからもお話をさせていただきたいなというふうに思います。

本宮に今回の新型コロナウイルス、これによって自粛を求められて、収益が減少して事業の継続、雇用の確保という面まで心配をされるほどにダメージを受けた経済活動、これを支援するために様々な取組がなされているところであります。その中でも旅行、それから宿泊商品へ視点を置いて助成をする、そのことで旅先でのお土産品とか飲食店、観光施設、ひいては移動する交通機関の関係など幅広く全国各地での経済の活性化につなげるべく、ご案内のような国のG o T o キャンペーンという形で行われてございます。ちなみに、ただいま町内の全ての宿泊の状況については、企画課長のほうから申し上げましたけれども、遊楽里の経営者会議等に参加しているときの状況等々を踏まえて申し上げますと、7月くらいまでの遊楽里の実績を踏まえて、それ以降の前年の状況と比較して、事務方としては75%くらいの幅で見ていると、減少幅を25%くらいで見た場合で会社としてどういう状況に最終的になるだろうかという試算を行ったときには6,000万円を超え、7,000万円近い赤字というような状況が心配をされたところであります。一定の見方をすると、1億円を超えるのではないかなというような会計のほうの指導をいただいている方からは、そんな言葉もいただいたところでございます。そんな中で、7月以降については国や県、遊佐町、そのうち国のG o T o キャンペーン、県のほうでは応援キャンペーンとして、県民泊まって元気キャンペーンですか、町は町の泊まってお得キャンペーン、これらを全て使うような形で利用促進がなされたことから、非常に宿泊、ご利用いただける方、これは遠方の方だけでなく町内在住の方、近隣の方も含めてご利用いただいたという結果報告を受けてございます。そんな関係で9月、10月、11月あたりは何とか前年の宿泊と同じ、もしくはそれを超える成績を上げられたというようなことのようにあります。ただ、日帰りをご利用なされるお客さんについては、非常に町内どこの宿泊といえますか、飲食を伴う施設もそうですけれども、厳しい状況になっているというようなことであります。

そういったことで、こういったキャンペーンが利用できる間ではもう一つ、これは報道でもありますように非常に高いところの、ふだんはあまり利用できないのだけれども、この機会に利用しようというよう

な形で利用されるお客さんが多かったと。遊楽里でも4段階料理の状況があるのですが、一番高いレベルのお料理をご希望されるお客さんがほとんどであったというようなこととお話をいただいております。そういった意味で非常に効果あった関係で、この期間を経過した10月末での遊楽里の状況を見てみますと非常に、当初の状況はございましたけれども、売上高で9,400万円ほどで前年比では66.2%、4,800万円ほどの減額というような状況にはなっていますが、最終までを会社全体で見通したときには、今の10月末くらいの段階になったときには、先ほどの6,000万円、7,000万円という世界から2,000万円を少しオーバーしたくらいの赤字くらいまで圧縮できていると、こんな状況で伺っていますので、今回ご質問いただきましたGo To キャンペーン等々、こういった取組というのは、支援というのは非常に大きな効果が出ていたのかなというところであります。ただ、これから、先ほどもありましたように、どういうふうにこれらが、新型コロナの状況が変わっていくのか非常に心配もしながら、そのことによっては一気にまた厳しい状況が加速されるというようなことも心配をしているというようなお話で伺ってございました。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ありがとうございます。すみません、突然そういうお話振りまして、このお話聞かせていただいたこと感謝申し上げます。今の状況も含めて遊楽里で、やっぱり町がかなり介入しているという言い方はおかしいですけれども、関わっている遊楽里でもやっぱり厳しい状況の中であるわけですが、ほかの観光宿泊業、いわゆる旅館ですよね、こういうところも非常に厳しいかなと思うのです。これを何とか持ちこたえて、コロナ禍が収まったときにはスタートダッシュできるような形やはり取るべく町は支援するべきかなと思うのですけれども、その辺今回の予算にはなかなか表れていないのかなというふうに感じております。そこで、ある程度そういうところに支援できるような考え今のところないのか少しお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 本当に町のほうではこれまで、先ほど来出ておりますけれども、特に国に先駆けて緊急的対応として令和元年度予算の予備費を活用して、次年度に繰越しをお願いした形で宿泊施設とか旅行、観光業、そして飲食業に直接的な支援を行わせていただけていました。その後、国からは地方創生の臨時交付金、これが第1弾1億円くらい、第2弾として3億円くらいで合わせて4億円を超える、4億円くらいの規模での地方創生臨時交付金、これを利用して様々な角度から支援とか感染予防対策、これらに活用をさせていただくべく予算計上させてきていただいたところでございます。これまで、先ほど企画課長からもありました、町の宿泊業、飲食業については、第一次から第三次にわたる支援を緊急経済支援助成金として実施をさせてきていただけていました。ただいま申し上げたようにして、これらの国等々の動きの中で、県や町の動きも合わせて非常に一つの力水はいただいた形にはなっていますが、全体としてはまだまだ厳しい状況が想定されるのかなというふうに思います。町内全ての宿泊、それから飲食業者について、そんなことが言えるのかなというふうに思いますので、それを思いますときにはやはりこれからの新型コロナの状況がどう変わっていくかということにもよりますけれども、さらなる支援が必要になる、そしてその支援がどういう在り方がいいのかということ、これを適切に判断をしていかなければならないのかなと。そのことをやはり判断していくためにも商工会や事業を営んでいる皆さんから情報を確認して、町長のほうに適切に情報の提供を行いながら、これらの検討をしていかなければならないのか



なというふうに感じているところでございます。私の段階としては、そういった情報について企画課長のほうと連携をしながら、産業課長と連携をしながら町長のほうに情報提供を上げていきたいというふうに考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ぜひ、今本当にどの作業も大変ですけども、やっぱり遊佐町、観光をかなりのウエート占めています。そういう部分では非常に裾野の広い分野でもございますので、何とか持ちこたえられるようにしていただければと思います。せっかく基金もあるわけです。ただ、観光関係の基金の大本になっているのは入湯税というのもあるもので、これの使い方から考えれば非常に、これあるから使えるかという話ではないのでしょうかけれども、例えばその入湯税分、いただいている分相当を例えば補助金という形、支援金という形で出すか、それだって人数分かるわけです。宿泊の人数とか分かるわけでのその金額ですから、例えばそういうのに対象外のところなんかであれば、同等の人数掛ける同じような形で支援とかという形もできるかと思います。ただ、入湯税そのものが額がちっちゃいですから、それそのままというのはなかなか大変かと思えますし、それにプラスアルファ、例えばそういうのを指標みたいな形で使って支援するという形もあるかと思うので、ぜひ積立金なんか有効に使えるようにお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。何か課長のほうであれば。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

例えばそういった温泉施設について、支援の指標として入湯税の過去の納入額を使うというふうなことでいけば、利用人数が明確になっておりますので、そういった意味では大きな指標として使えるのではないかとこのふうにも考えているところであります。そういったことも含めて検討をしてみたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思えます。この項は終わりたいと思えます。

あと、もう一つですけども、福祉のほうでお聞きします。先ほどもございましたけれども、高齢者と妊婦へのインフルエンザの今回補正予算出ております。現在高齢者のインフルエンザの接種率、概算になるかと思うのですけれども、大まかなところで結構です。分かる範囲でお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

令和2年の11月末現在といいましても、昨日付の最新情報ということで全部で3,840人でございます。ただ、まだ請求が来ていなくて把握できていない方もいらっしゃいますので、正確な数字というわけではございませんので、ご容赦いただきたいと思います。ちなみに、65歳以上の高齢者等で対象となっている方、いわゆる母数になるわけですが、5,576人と見てございます。その中で3,840人でございますので、率にして69%、約70%の方が既に予防接種を受けていらっしゃるということでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 7割ぐらゐの高齢者の方がやっているということでございます。非常にいい形かなと思っております。ところで、インフルエンザ、今年報道等では非常に罹患者が少ないと、極端に少ない

という話聞いていますけれども、今遊佐町、特に高齢者の罹患率みたいなところというのは分かるものなのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 結論から言うと、承知しておりません。今のところ、私の耳にもあまり流行ということではないということで把握してございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 何か今年はやっぱりコロナの影響なののでしょうか、インフルエンザが非常に少ないと。一部のネットメディアなんかではインフルエンザも全てコロナにカウントされて、実数として出していないというような話も聞きますので、非常に把握しづらいのかなというふうに思っております。ただ、今インフルエンザ、ここではやっぱり特に高齢者、こういうふうにたくさんの方がちゃんと予防接種していただけるというのは非常にありがたいかなと思っておりますし、一人でも多くの方がインフルエンザなんかかかっても非常に軽症で終わっていただければと思うのですが、インフルエンザ予防接種でございまして。今報道ベースでは、イギリスなんかではワクチンが開発されて、先日から高齢者の方を中心に接種しているという話でございまして。日本は、来年6月前後には供給になるというところではございまして。お話を聞いていますけれども、この辺の将来的な予防接種に関する計画等、今考えているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

今回の補正予算のほうには、新型コロナウイルスに関するいわゆるワクチンの接種に関しては計上してございませませんが、やがて国内でもそういった動きになるということで、現状だけ少し時間を借りて説明だけさせていただきますと思います。新型コロナウイルスのワクチンの接種体制については、既に自治体の中でもやがてその接種が始まることを前提に取組を進めてくださいということで通知が来ているところではございまして。大まかなことを申し上げますと、ワクチン接種の実施の主体は都道府県並びに市町村とさせていただきます。接種対象者は、原則その居住地において接種を行うこととして、接種を受ける日に住民基本台帳に登録されている方ということであります。なお、接種の優先順位とか対象者というのはこれから通知があるということではありますが、接種順位の上位となる医療従事者については職域での実施を検討しているということではあります。実際の接種は令和3年度に入ってからと考えられますが、これは通知待ちという状況であります。体制整備については、先ほど申し上げましたとおり、実施主体が県及び市町村ということでありますので、今年度中にできるものについては整備を凶るということで、予防接種の台帳システムの改修が必要だということが言われてございまして。それから、接種対象者への接種券、クーポン券及び予診票の送付ということが準備をしていただきたいと思いますということで要請が来ているところです。経費については、国の補助金ということで補助率は10分の10ということであります。なお、この体制整備に係る事業についても今年度のうちに補助金に来て、実際に事業も、準備作業を開始することになるうかと思っておりますが、これから今後の議会に補正予算をお願いするという運びになると思っておりますが、これは今年度限りの予算ですので、3年度へは繰越してできないということでは言われているところではございまして。ワクチンにつきましては国が確保するため、個別の自治体でのワクチン代は発生しないということではあります。薬事承認前ではありますが、現時点で3つの会社のワクチンを考えているということではあります。いずれも2回接種という

ことであります。種類によっては保管温度がありまして、低いところだとマイナス75度で保管するという超低温冷凍庫、耐冷グローブなどが必要になってくることもあると。昨日あたりも報道等でされておりましたが、冷蔵庫、何か国のほうで1万台確保して、最低でも各市町村に1台は行き渡るようにみたいな話がされておりました。1バイアル、薬の単位で、100人まで接種できるものもありまして、これは個別接種というよりは集団接種を想定しているということでもあります。具体的に情報については、実は12月18日にウェブ会議でオンラインの説明会ということでもありますので、そちらのほうを注目していきたいと考えております。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 大分体制のほうは整ってきているのかなというふうに思っています。今朝の見ていたニュースでは、海外3社の製薬会社が準備して、日本にも約2万9,000人分が入る予定だという話聞いてます。2万9,000回分が、入るとい話ししてました。先ほど課長の話であったとおり、1人当たり2回打たないともありますので、最低、今日日本の人口の倍の分は確保できるという話でしたので、この辺は安心はしているのですけれども、いかんせん実際来てみないと分からないところがございます。当町の場合は、非常に高齢者が特に多いわけです。今回のコロナは、高齢者のリスクが非常に高いというふうに聞いています。実際できるよとなったときに、こちら先ほどの観光ではないですけれども、そちらも一緒に、ワクチンのほうもスタートダッシュできるように、高齢者を中心に町民の方々が安心してワクチンを接種できるように、今のうちからできることを準備をするべきかと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。この辺につきまして、少し課長のほうまだ何かあれば。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 我々もこの取組についてはもちろん初めての取組でございますので、情報収集を怠りなく進めてまいりたいと考えております。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） やっぱり我々にとっても非常に初めての出来事、初めての出来事という言い方もおかしいですけれども、非常に未知のウイルスに対する対応になります。いつどうなるか、どんなふうに変わっていくか分かりません。今も第2波、第3波ということで大騒ぎしています。ニュースのほうでも毎日毎日新たな陽性者が出たということになっています。非常に厳しい状況は続きますけれども、明けない夜はないですし、やまない雨もないですから、同じようにこれだっていずれ落ち着くことが予想されます。そのときに遊佐町スタートダッシュできるように、みんなが笑顔でそれを迎えられるように我々も頑張っていきたいと思ひますし、執行部の皆さんもいろんな形でお力添えいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。

委員長（菅原和幸君） これで8番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） それでは、私からも二、三質問させていただきます。

まず最初、教育課のほうからお願ひしたいと思ひます。一般会計の13ページ、14ページ辺りに小中学校

の施設改良工事費が計上されております。その辺の内容についてお知らせ願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

小学校の施設改良費につきましては、2,650万円を計上しております。これは、遊佐小学校特別教室のエアコン設置でございます。コロナの臨時交付金の財源を使った事業でございます。具体的に申し上げますと音楽室、それから理科室、図工室、家庭科室の4部屋にエアコンを設置すると。さらに、屋外にキュービクルの増設も行うということで、このキュービクルの増設分700万円を含む2,650万円ということになってございます。

それから、中学校の施設改良費2,200万円でございますが、これは遊佐中学校の特別教室のエアコン設置でございます。同じくコロナの臨時交付金を使っての事業となりまして、第1音楽室、第1理科室、第2理科室、コンピューター室、この4部屋のエアコン設置となっております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 大分金額も大きいものですから、どのようなものかなということでお聞きさせていただきました。各普通教室ではなく、ちょっと特別教室的なものが今までまだエアコン化されていなかったということですので、これで大体中学校も小学校もおおむねの教室はもうカバーできたというふうに、整備できたというふうにお考えでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

両校とも図書室がまだエアコン入ってございません。特に両校とも図書室は広くて、さらに天井が高いということでエアコンの効率も非常にあまりよくなくて、これをやるとなるとかなりの費用がかかるだろうということで、なかなか財源が許しても、相当厳しいのではないかと、ここだけはなかなかこの先も予定できないかなというふうにご考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 天井が高いというのは、中学校も最初から本当に3階辺りは特にエネルギー効率の悪い建物ということで、直すにしても高額の予算がかかるというふうに前々から言われておりました。今回音楽室であるとか技術室であるとかというのは1、2階で、それなりに効率よくできるのだらうと思いますけれども、やっぱり残された3階、特に3年生なんか本当に寒いのだらうと思いますけれども、その辺というのはかなりやっぱり今後よほどの予算、建てるほどの予算を覚悟しないとイケないのだらうと思いますけれども、その辺の考え方というのはいかがお考えでしたでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 確かに3階の部分、天井が高うございます。廊下については相当高くて、ただ教室においては通常の高さということであります。この時期ですと、夏に向かっての時期とは違って比較的設備屋さんが手が空いているということで工事期間も短縮されるということもございますし、夏場だけでなく冬場も少し寒いという場合は、あえてポイラーをたかずにエアコンの暖房でしのげるということで、非常に効率よく使えるということで今回計上させていただいた次第でございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） それと一緒に、同じ項目の中にコンピューターシステムのいわゆる整備委託料が混在しております。GIGAスクール構想でほとんどできているのかなと思っていたのですが、今回の補正の内容についてということ、コンピューターシステムを入れると、これとは別の予算の中でもシステム改修費という何とも頭の痛い予算が後々またメンテナンスで関わってくるわけなので、その辺の内容についてはどのように予算化されているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

この小学校費に計上しておりますコンピューターシステムの整備委託料、それから減額させていただいておりますコンピューターシステム使用料、これは小中学校とも計上させていただいておりますが、内容につきましては校務支援システム、GIGAスクールですと主に児童生徒のハード整備が中心なわけですが、今回の計上につきましては当初予定しておりました、当初予算で予定しておりました校務支援システムの導入分でございます。当初は指導要録を今までは手書きで記載しておりました。生徒の特別活動とか、いろいろな指導要領に基づく成績とかを手書きで書いておまして、それを保管しておったわけですが、これをデータ化して入力をして、必要に応じて出力をするということでございます。当初は、某教育ソフトの会社のものを、市販のものをを使う予定でおまして、その使用料が例えば小学校ですと1校当たり33万円を5校分で、今165万円見ておりますけれども、さらに保守サーバーが270万円ということで、今回は435万円を計上させていただいております。一方、減額する80万4,000円につきましては市販のソフトでありまして、サーバーは必要ないわけですが、クラウドでの使用ということで、ただ年間の使用料が80万4,000円ですので、今回計上した分を賄う場合は5年から6年で元が取れるというような形になってございます。この435万円のシステムにつきましては、酒田市で開発したソフトがございまして、それを同じものを導入すると。したがって、酒田飽海管内で先生方が異動しても、同じソフトを使用して指導要録の入力ができるということになっております。

中学校のほうも1校当たり33万円ということで計上させていただいております。これが市販のソフトですと、やはり小学校、中学校、それぞれ別々に賃借料を払わなければならないということで、これについても年間で80万4,000円を毎年払っていかなければならない予定だったのを今回は酒田市の使っているシステムを、同じものを使うということで1校当たり33万円ということで、小学校、中学校合わせますと非常に値段が安くて済むということになるわけですし、さらには酒田市管内と同じシステムを活用することによって、非常に先生方の異動にも対応した内容となっております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 音響が悪いせいか、システムの名前がちょっとよく聞こえませんでした。訪問支援システムとかというふうに聞こえたのですが、名前とその内容についてもう少し詳しくお聞きできますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 大変失礼いたしました。校務支援システムということで、先生方が

指導要録を手書きをしているのをデータ化して入力して、保存もデータベースに保存すると、こういうシステムでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 了解いたしました。

この項最後にお聞きしますけれども、もう数年後に予定されておりますデジタル教科書にも対応できるシステムというふうに考えてよろしいでしょうか。そのときにもまた別の予算がかかってくるということなのでしょうか。その辺いかがですか、課長。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

デジタル教科書はデジタル教科書でございますが、今回のものにつきましては児童生徒の成績情報の入力システムということでございますので、デジタル教科書とはまた違うものであります。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 了解しました。知らないというものは恐ろしいことで、そのときにまたいろんな話をしたいと思います。

それでは、先ほど8番委員のほうからも話ありまして、遊佐町の産業、観光についてお話ありましたので、ふと思いついたので、パクリまして少し質問させていただきたいと思います。その前に11ページのほうで産業課長にお聞きしますけれども、農業振興費の中で機構集積協力金交付金事業等々で出入りがあるようですので、概要書の中では1つの塊の中に混在しているようですので、何が起きているのか少しご説明願えればと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

補正予算書の11ページに書いてございます負担金補助及び交付金の146万3,000円、機構集積協力金交付事業補助金というものでございますが、ご承知のように農地の集約化、集積化を行いますと、それ相応の経営転換協力金並びに地域集積協力金が支給されるということになってございまして、1つが経営転換協力金として10アール当たり1万5,000円支払われるものがございます。こちらは、個人の方の中間管理機構に委託した場合の交付金でございまして、その分が6.32ヘクタールほどございました。そちらが10アール当たり1万5,000円でございますので、総額で94万8,000円。それから、地域集積協力金ということで、これから基盤整備の入る畑地区ございまして、そちらを農地の他のほうの委託、利用権の設定を3人の方に集約をするということになりましたので、そちらに集約した面積18.25ヘクタール分、そちらが10アール当たり2万2,000円の交付金が支払われます。その総額が401万5,000円ということになってございまして、合わせまして496万3,000円が支給される予定であります。当初予算で350万円を計上してございまして、差額の146万3,000円を今回追加で補正をさせていただいたところであります。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） もう一つ、最後の補助金返還の10万9,000円のほうはどういう数字になるわけですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

こちらの補助金等返還金10万9,000円ではありますが、同じように農地の集約化を行った過年度分のものでございますが、平成28年度に耕作者集積協力金として支払われた部分がございますが、こちらのほうが利用権設定、法人のほうにやっていたものを個人に変更するという事で、もらった交付金を返還しなければいけないということになってございます。その関係で、契約分が59アール分でありましたので、当時の単価で10アール1万円の交付金をいただいております。その返還金として5万9,000円、10万9,000円のうち5万9,000円でございます。それから、平成29年度に経営転換協力金として20アール分の5万円を支給されている方もいらっしゃいましたが、この方も認定農業者に委託をしていたものを解約をして売買されるという予定ということになりましたので、その契約が解除になった関係で返還が生じるということで、その分が5万円ということになりました。合わせまして10万9,000円をこれから返還の必要があるということで補正で計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 了解をいたしました。これから基盤整備に入るところなりいろいろ、農業関係もまだまだ変化が続いていくかと思いますが、今年あたりも米の味もよくて、本当にGo To Eatにはもってこいの米ができたというふうに農業者は自負しているところだと思いますので、その辺観光にうまく使えればいいかなというふうに思いました。

それに付随して、12ページに入るといわゆるサケの人工ふ化事業の助成金がまた追加補正されているようですが、この前山形新聞等々に載っておるとおり、サケの回帰率が高くてすばらしい事業の成果が出ているかと思えます。その辺のところ、産業課長のほうからもご説明いただければというふうに思えます。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ご指摘のサケの回帰率が近年、近年というか、今朝の新聞にも出ておりましたけれども、非常に例年の2倍から3倍にかけてサケが戻ってきているという状況になってございまして、それが平成29年当時に升川のふ化組合のほうでふ化場の改修工事を行ったわけではありますが、そちらのほうで2億数千万円をかけて行った改修によりまして、今年で4年前の魚が戻ってきているという状況もあります。昨年は3年目のサケが戻ってきておりましたので、さらに今年は多く帰ってきているという状況もあります。今回のこの助成金、先ほどお話がありましたサケの人工ふ化事業振興支援助成金につきましては、その当時建設をいたしました升川のサケふ化場に係る固定資産税相当を改修してから10年間継続して10分の8以内を助成するという制度を創設しておりましたので、今回は補正で固定資産税相当の10分の8を計上させていただいておりますが、本来は当初予算に見るべきものでございましたので、来年度以降は、固定資産税が変わるものですから、まずは今年と同じ額を計上させていただくような格好で当初予算のほうには計上してまいりたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 固定資産税は、今年改定される年だったのでしたっけ。それで、補正になったということですか。本当に今課長がおっしゃったとおり、当初予算に入れておいてもいい、本当に効果のある予算の使い方だったと思いますので、その辺は改めて当初予算に入れるべきかというふうに思います。

れども、お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 今回も補正で計上させていただいておりましたが、固定資産税の額が償却資産も合わせますと毎年額がちょっと変わってくるということがございました。その関係でこれまでは額が確定した後に計上するというので補正対応しておりましたけれども、まずは大体の額が前年を上回ることはないとは思っておりますので、前年度の額を計上させていただいて、当初予算に今後計上していくということにしたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） この辺は我々も当初予算ですぐに承認いたしますので、ぜひ当初で入れるべきかと、そういう予算であろうと思います。

さて、回帰率が二、三倍ということで、いっぱいサケが帰ってきております。前みたいに肥料にするのにはもったいないというふうに思います。今がサケの使い方の勉強のときではないかというふうに思います。先ほどもGo To Eatで遊楽里のお客さんもお食事もAクラスの食事を望んでいるということでした。今が本当に供給できる、Aクラスの食事を模索する時期だというふうに思います。特にサケなんかだと、2番委員よくおっしゃいますけれども、遊佐の土産がないということで、代表監査は記憶にあるかと思えますけれども、岩手のある第三セクターの宿から出るとき生ザケを1本ずつ1人ずつ渡されそうになった覚えもがございます。そんな使い方もあるのかなというふうに、サケの加工品を今考える時期でもあろうかというふうに思います。たまたま車が遅れて持たないで帰ってこられましたけれども、あれを積んだまま3日間の視察はできなかったかなというふうに思っております。ぜひ食事に関しては、今本当に縮こまっている時期にため込むことだと思います。サケも含めて遊佐の食材をまたブラッシュアップする本当にいい時期だと思います。Go To Eatは、デスティネーションキャンペーンのテーマも食でありますので、今遊佐の食事、食のグレードアップと一緒に考えていくべきだと思いますので、産業課サイドでもいろいろ施策を練っていただきたいなというふうに思います。よろしく願いして私の質問を終わりたいと思います。

委員長（菅原和幸君） これで9番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 11ページの畜産業費で肉用牛の肥育経営緊急支援事業補助金10万円とありますが、これについて説明をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 答えをいたします。

こちらについては、コロナの影響によりまして牛肉の枝肉価格が下落をしているということで、ある程度の価格を下回った場合、牛マルキン制度ということで、そういった制度がございますが、それで90%までは補填をされるということになっておりますけれども、残りの1割分について県と町で、今回コロナの影響もございましたので、負担をするということになってございます。7月分として遊佐町の関係では6頭分で3万6,000円、8月分で4頭分で2万4,000円、9月分で4頭分で2万円、10月分で4頭分2万円という形で合計10万円の負担が生じたので、その分を計上しているものでございます。



委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） かなり、では肉用牛については、牛を販売した場合にコロナ以前とほぼ同じ価格で取引ができたということになるわけでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

取引された価格については、こういった補償制度もございますけれども、全体の数量が販売されておりませんので、非常に農家にとりましては苦しいときになっているという状況ではないかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 今のあれは、牛についてのことだったのですけれども、参考までにですけれども、豚肉、豚の場合はどのようなことになっていたのでしょうか。ただ、値段はある程度下がったのではないかと思うのですけれども、それは下がったままでということだったのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ちょっと詳しい豚肉関係の価格補償については把握をしておりませんでした。豚肉についてはある程度販売、コロナ禍にあっても販売をされているといったような状況と伺っております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 了解しました。

では、その下の月光川地区の水利施設整備負担金の45万円についても説明をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

月光川地区水利施設整備事業負担金45万円ということで計上させていただいておりますが、中身については月光川土地改良区におきまして水管理システムを更新したところでございますが、そちらへの光回線の引込み工事に伴う負担金という形になってございます。各揚水機場の状況を土地改良区のほうで把握するために光回線の設置を、整備をしたわけでございますが、その費用が450万円ということになっておりました。町の負担が10%ということになってございましたので、その45万円を計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 光回線を使った管理をしていくということの1割負担だったということですが、そのシステムを導入してからと水利の管理というものは、以前よりもどのように円滑に行われるようになったのか、その辺伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

光回線を引いた関係で、それぞれの管理をしております揚水機場で無人のカメラが設置をされておりますので、そちらで水の状況でありますとか水門の状況を確認できると。それが瞬時に確認をできますし、何か所も統一して集中管理室が学校の土地改良区の一室に設けられておりますので、そちらに集中管理できるという形で以前より数段管理しやすい状況にはなっていると思っております。

委員長（菅原和幸君） 11番、齋藤弥志夫委員。

1 1 番（齋藤弥志夫君） 大分合理化が進んでいるというふうなことのようでございます。

では次、12ページの商工振興費で中小企業の緊急災害等対策利子補給というのがあるのですけれども、208万7,000円、緊急災害対策というものはどのようなことだったのか伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

名称は緊急災害対策であります。中身はコロナ対策という形になっておりまして、コロナ対策に伴います各企業で経営維持資金等融資を受けた場合、1%の利子を県と町で補填するというものでございまして、町のほうが1%の半分、0.5%の利子補給を行うということで制度になっておりますものであります。県と町でその分を負担するわけでありましてけれども、融資総額が2億8,800万円ほどでありましたので、融資件数としては28件、その利子が約288万6,000円でありまして、それを県と町で負担をするということになっております。ただ、9月に一応創設になったときに補正上げておりますが、その当時は80万円しか上げておりませんでしたので、残りの差額208万7,000円をこちらで補填、今回計上させていただいたというところであります。

委員長（菅原和幸君） 11番、齋藤弥志夫委員。

1 1 番（齋藤弥志夫君） ここだと災害対策というふうには書いてあるのですけれども、実際はコロナによる経営を維持していくということのための営業資金というような形での、営業資金というか、現状維持を達成していくための資金を借りているものに対する利子というふうに考えていいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

委員のおっしゃるとおり、コロナの影響によりまして各企業さん大変苦労しておりますので、経営を維持するために各金融機関から融資を受けているところもございます。そのところに少なからず、利子の分ではありますけれども、県と町で負担をしていくというものでございますので、そういった意味合いであります。

委員長（菅原和幸君） 11番、齋藤弥志夫委員。

1 1 番（齋藤弥志夫君） 今回のといいますか、このコロナ対策ということでは一般的に飲食業とか、そういう食事を提供するようなところでの何か経営が結構大変だというふうには随分報道されているようですけれども、通常の例えば製造業とか一般的な会社のイメージのあるようなところ、その業態の分類、ざっとしたところでいいのですけれども、どのような業界が多いのか、もし差し支えなければお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

業種別に申し上げますといろいろあるので、今そういったことにちょっとまとめるのが難しい状況でありますけれども、食品関係から鉄鋼関係の会社、燃料系の会社、とにかくいろんな業種が入っております。

委員長（菅原和幸君） 11番、齋藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 多くの業種だというふうなことのようにございます。分かりました。

その下ですけれども、商店街販売促進、これも緊急支援事業補助金40万円ということですが、これについての内容を伺いたと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

こちらは、事業概要といたしましては、消費税の引上げ後に、また国のキャッシュレス決済に係るポイント還元制度終了による消費の落ち込みを抑止させるとともに、商業の活性化を図るという目的で創設、制度設計されているものでありまして、対象となる経費としては生活応援セールなど販売促進に係る事業の広告費やチラシの印刷、新聞の折り込み等の経費という形になっておりまして、一応1団体当たり20万円を上限として、県と町で2分の1ずつ全額を負担するという制度であります。こちらについては、ショッピングセンター協同組合さんと遊佐スタンプカード会さんから申請がありますので、それぞれ20万円ずつの合わせて40万円の支給となりますので、その額を計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 商店街の皆さんについての補助金だということのようにございました。いろんな対策を打っても、なかなかコロナ以前の状態まで戻るのは結構大変な業界が多いようですけれども、実際このような補助金を出しまして、広告だとかいろいろやってもらった結果といいますか、営業状況は、やはり商店街の営業状況はかなりよくなったというか、元に戻るようになったといいますか、回復しているという状況は見られるのか伺いたと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

こちらにつきましてもこれからの事業でございますので、町のほうの商店街と言われるところ、特にあまりそういう名称のところはないのでありますが、申請のあったショッピングセンターさんと遊佐スタンプカード会さんがそういった関連の業務を行っておりますので、そちらに対応するわけではあります、町のほうでは経済支援として先般もプレミアム付き商品券等出しているわけでありまして、そちらも含めて町内の商店の活性化を図っているという取組をしておりますので、今後それらの商品が年末年始にかけて行われることを期待をしているところでありますので、その結果を見て、さらに必要であれば必要な措置を講じていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） それでは、多分最後だろうと思いますが、よろしくをお願いします。

まず、10ページの児童福祉施設費の18節の負担金補助及び交付金、この中で放課後児童クラブ処遇向上事業等補助金24万8,000円、そして下段に放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業補助金という1万2,000円ということですが、この説明をまず願います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

放課後児童クラブ処遇向上事業等補助金24万8,000円です。こちらにつきましては、今回放課後

児童クラブの指導員の処遇向上のための取組ということで、国のほうで指定をしました基準額が変更になりまして若干上がったということでありまして、その若干上がった分、これまで予算計上していたものとの差額を今回計上させていただいたということでありまして、町内ではあそぶ塾、それからぽっかぽかクラブ、2つございまして、その2つ分の処遇向上等の補助金ということで24万8,000円でありまして、

それから、その下の放課後児童クラブ支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金、こちらについても同じようにその基準額が変更になったということで、上のほうは放課後児童クラブ自体の処遇向上という意味合いですが、下のほうはあくまでもそこで働く支援員さんのキャリアアップ処遇ということの意味でございます。こちらも同じような事情で差額分1万2,000円を計上したということでありまして、

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） それでは、処遇向上の補助金24万8,000円というのは施設なので、1施設幾らと。これは1施設が定額掛ける2というような理解でいいのか、それとも通っている児童数で変わっていくのか。また、キャリアアップの部分は支援員の数掛ける上がった分の金額なのか、その辺どうでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

先ほど2つほど施設でございますということで申し上げましたが、1つの施設当たり幾らということで、掛ける2ということではございませんでして、あそぶ塾さんのほうと、それからぽっかぽかクラブさんのほうのそれぞれ基準額が異なっておりますので、したがって今回の差額分というものも若干差が出てくるということになります。ちなみに、あそぶ塾さんのほうは当初で301万2,000円見ていたわけでありまして、この基準額の変更に伴いまして315万8,000円、したがって差額が14万6,000円。それから、ぽっかぽかクラブさんのほうが当初で157万5,000円見ていたものが今回の基準額の変更で167万7,000円ということで10万2,000円の差額が出たということでございます。

もう一つ、キャリアアップにつきましては、経験年数5年以上の方、こちらについてはこれまで25万6,000円だった基準額が25万8,000円ということで2,000円アップしまして、それが2つのクラブで5人いらっしゃるということで、1万円。それから、経験年数5年未満の方については基準額12万8,000円とありますが、これが12万9,000円となりまして1,000円上がりました。この方が2人ということで2,000円、合わせて1万2,000円ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） その施設で基準額が違うということでありまして、その基準額の算定要素というのはどういうことなのでしょう。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） ただいま詳しい資料、手元にないのですが、たしか支援員さんの数、それから当然そのお預かりする子供さんの数、そういった幾つかの要素でその基準額を構成しているというふうに記憶してございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） これを見ますと、倍近く基準額が違うということになります。私の知っている限

りは、ぽっかぽかクラブのほうが通う児童が多いというふうに私は認識しております。なので、これは児童数に関係ないということでもあります。考えてみれば、通う児童数が多いのに支援員が少ない、それに関して事業者への補助金が安いというふうになるわけですが、これ見ますと。やはり基準額があって、少ない児童数でも指導員が多い場合は補助金が高いと、通う子供たちが多くても指導員が少ないと補助金が低いということで、非常に指導員の労働環境といいますか、そういう環境が違ってくるのかなというふうに思います。なので、こういう基準というのは本来であれば子供たちの数だとか、それから施設の面積だとか、そのような関係上になってくるのかなというふうに思いますが、あそぶ塾はぽっかぽかクラブと違って公共の施設をお借りしながらやっている施設ではございませんので、その辺が網羅されているのか、私は承知するところではございませんが、このように基準額が違うということで伺いました。まず、改めて後でお聞きします。

それに関してちょっとお聞きしたいのですが、当然今先ほどからずっとコロナ対策ということで3密、いろんな部分で対策を強いられておりますが、児童クラブというのはもともとキャパがいっぱいいっぱいです。どうしても3密になりやすいということでもありますし、子供たちはやはり元気に遊ぶわけなので、非常に感染症対策というのが取りにくいのかなというふうに思いますが、そういう施設のそういう対策というのはどのように取っておるのかお伺いします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

まず、放課後児童クラブのいわゆる基準額の差については、確かに児童数だけでははかれないという要素がございます、例えば指導員の数と先ほど申し上げましたが、指導員につきましても経験5年以上の方の指導員と、それから経験5年未満の方の指導員の数、そういったものにも分かれてございます。また、障がいを持つお子様を預かっている場合の障がい者加算でありますとか、そういったものも加味されて放課後児童クラブ全体の基準額を構成しているということでご理解をいただければということと考えております。

あと、コロナ対策ということでは、放課後児童クラブにつきましては3月、4月ぐらいの学校が休校になったあの時点から非常に頑張って開設をしていただきまして、ありがたかったなということ考えております。その頃からずっと3密対策ということでは言われていたところでもございまして、各クラブとも子供たちに対する感染予防の徹底ということで取り組んできてくださいました。当然のことながら、手指の消毒でありますとか、それから3密を避ける意味で、当然1つ狭いスペースに集合せざるを得ないという特性がございますので、その中でも換気を頻繁に行うとか取り得る対策を、あらゆる対策を取っていただいたということで報告を受けているところであります。また、場合によっては屋外での活動を取り入れたりというふうなことで本当に頑張っていただきまして、今のところ感染したというケースはもちろんないわけでございますし、今後についてもそのようなことで、これからだんだん冬の時期になりまして、非常に換気も難しくなってくる時期ではございますけれども、各クラブとも工夫を凝らしながら取り組んでいただいているというふうに認識しております。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） おかげさまで感染者は出ていないということで、それは非常にいいことだと思います。

ますが、どうしても密になるということは、学校であれば今5つの小学校、完全にソーシャルディスタンスを保てるような児童数でありますし、そこは学校の先生方も広い校舎を使いながら、それは完璧にできるような状態であります。ただ、1つの部屋に何人かの子供たちがひしめき合うような状況であります、今でも。ということを考えれば、これから、今日の時点で遊佐町は出ておりませんが、やはり保護者がそういう感染した、仮の話なのですが、施設にいと、当然その影響がそういう学校だとか保育園だとか、こういうものに必ず起こってきます。例を言えば、酒田は西荒瀬小学校が一時休業だとか、様々そういうことに陥ってきます。そうすると、私は所管なので、教育課長にはできないのですが、そういう対策、もしこういうときにはここまでの休園だとか、そういう措置を取るのだというようなマニュアルづくりは今できているのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

保育園が所管でございますので、保育園に対しましては園児の関係者、あるいは園児そのものが感染した場合、あるいはその家族が濃厚接触者と認定された場合、その疑いがある場合、こういった様々なケースに分かれまして、その場合はどのような措置を取るかといったようなことについては通知をさせていただきます。それに従って放課後子ども教室についても同じような取扱いをさせていただくということを想定しております。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） そうような対策取りながらしっかり予防対策を取っていただきたいと思えます。ただ、希望者が多いのです、これ、いまだに。なので、それも大事なのですが、希望者のやっぱり要望を満たすように広い施設にするか、新しい施設を造るかというのはこれからの課題であります。このように国からいろんな、県、また町から補助金等が出ていますので、昔みたいに、さあやりたいが、いろんなお金がかかるという状況でないで、そういうような支援は町はしっかりしていくべきだと思います。特に施設内のやはり広さとか当然関わってくるので、ある程度の指導及び助言、そういうものはしていくべきだというふうに思います。それはよろしくお願いします。

それで、ちょっと関連でお聞きします。妊婦のインフルエンザ等の補助金であります、これは今年限りということではなくて、来年度からはずっとこれらの補助金等は、プラスアルファの高齢者の部分は今年限りということで、妊婦の場合はこれからも継続していくという考え方でいいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

高齢者のインフルエンザとともに、今年から妊婦さんのインフルエンザの予防接種に対しても新たに助成を行うということで先ほど申し上げたところであります。今回きっかけとなりましたのが、山形県のほうで高齢者のインフルエンザに対して1,000円の助成を行うという事業を始めたときに、その事業に妊婦さんも実は含まれてございました。県内の自治体の対応を見渡しますと、ほとんどのところで妊婦さんに対しても助成を実施しているという状況でございました。そういった背景もございまして、今回遊佐町でも妊婦さんを対象にしたインフルエンザの予防接種の助成を行うということで提案をさせていただいたところであります。そういう経過もございまして、今年だけというわけにはいかないというふうに現在のと

ころでは思っておりますので、来年度以降も続けていけたらというふうに考えておるところであります。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 前の答弁の中では、まだ接種をした人は二、三人という話であります。これから生まれてくるわけなのですが、少し外れるのですが、今幼児保育をしているはぐの家ですか、通園、通所の状況は、もし分かれば伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

正確な数、私の頭の中に入れてございませんでして、たしか10人プラス・マイナス1だったというふうに記憶しております。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 定員は何人でしたっけ。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 18名でございます。内訳はゼロ歳、1歳、2歳、各6ということで18名でございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 期待された施設でありますので、認識、まだ知られていないのか、まずはせっかくの施設なので、町もPRしながら利活用できればありがたいなというふうに思っております。

それでは最後に、14ページの先ほど3番委員も伺っておりました交通安全対策費の自動車急発進防止装置等の補助金であります。これが補正で足りなくなっていて350万円ほど補正するわけなのですが、たしかこれ1台5万円ということで、そうすると70台分ということになるかと思いますが、この数というのは今待たせている人の数なのか、3月末までの予想を入れた予算なのかを伺います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

自動車急発進防止装置設置費補助金350万円でございます。今回の補正で70台分の5万円ということで350万円を補正させていただきました。11月1日より募集を開始いたしまして、11月1日、日曜日ございましたので、正式には2日の日から受付ということで、初日の段階で20件ほどの申込み受付があったということで、その段階で予算のほうはほぼほぼいっぱいになったということで、その段階で申込みのほうを止めてございます。この申込みの前に県の自動車販売協会連合会、それから町内の自動車販売を取り扱っているお店に対し周知を行ってございましたので、それらも含めて聞き取りをいたしましたところ、遊佐町内在住の65歳以上の販売台数については、4月から10月末現在の台数といたしましてはおおよそ80台ちょっとの販売が見込まれるということで、販売があったということであります。その中には11月2日に20件受付した人数も入っておりますので、その後の販売台数等々を総合的に判断いたしまして70台分を補正をさせていただきますということでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 聞き取り調査をして80台ほどあって、11月の2日に20台ということで、これは遡って補助金申請をできるというような形でいいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この補助金につきましては、9月補正で議決をいただいたということでございますけれども、もともとは本来6月補正でお願いをする予定でございました。コロナウイルスの関係で6月に提案できなかったということで、その段階、6月補正に出そうとしていた段階でも町の考えといたしましては4月に遡ってという想定でありましたので、そこは9月補正のときも4月に遡ってということの説明をさせていただきました。今回募集するに当たって4月からということの説明をしております。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） そうすると、計算すると11月の2日に20台、4月からの累計が80台とすれば、もう60台分ということになります。そうすれば、今70台分なので、残りは10台分というような、簡単な計算するとそういうふうになるのですが、そうするとこれから申し込む分はもう10台分しかなくて、それを超えたらもうその予算はないので、終わりということによろしいのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この販売台数の中身については精査をしてございませんので、この台数全てが申請されるとは考えておりません。一定この補助につきましては、事業用の車については該当にならないということでもありますので、そこら辺を考えて3月までこの台数でいけるのではないかと、そういった想定の下での補正のお願いでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） もしそれをお聞きして申請して、これから購入予定の人もおるのだと思います。それは、やっぱり購買力の一つの押しになるわけでありまして。国からも安全装置がついていけば10万円ほどいただけるということで、合わせて15万円ということになります。車買うときには意外とそれは大きい数字になろうかと思えます。町民にそれを周知すれば、今買おうかなという方もおろうかと思えます。そうした場合、また補正というふうを考えているのか。そして、コロナ対策と先ほど課長がおっしゃいましたけれども、これって今年一年で、ではコロナ対策なので、終わりですよというような予算措置になるのか、その辺を伺います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この要綱上、この補助金の要綱の上では予算の範囲内という要綱になってございます。ただ、この補助金の趣旨が高齢者の交通安全の向上、そこが趣旨でございますので、そこは総合的に勘案して検討をしていきたいというふうに思います。来年度につきましても、今当初予算編成中でありましてけれども、来年度も申請をしたいというその方向で進めているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） そのようであれば周知をしながら、やはり高齢者の交通事故等、3番委員がとうとうおっしゃられておりましたが、そのとおりだと思いますので、気をつけながらいきたいと思えます。これで私の質問は終わります。



委員長（菅原和幸君）　これで10番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君）　ご異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託された議第78号から議第83号まで、以上6件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分して行います。

最初に、議第78号　令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第79号　令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第80号　令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第81号　令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第82号　令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）について採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時01分）

休 憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（菅原和幸君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 報告書案文を朗読。

委員長（菅原和幸君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後3時32分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和2年12月11日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸